萩圖書館藏書

萩月報

第四十二號

昭和六年九月號

山口縣萩町發行

昭和六年九月十三日印刷納本
昭和六年九月十五日發行
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
（毎月一回十五日發行）
第四十二號

目次

時事提唱……自 一
庶務一般行政……自 二 至 一〇
◇宮廷錄事◇第六回萩町會◇第七回萩町會◇昭和七年度萩町會陪審員數割當◇叙任及辭令◇八月中發令の主要法規◇縣の法規◇萩町告示の主なるもの◇區長及區長代理者決定◇感謝◇田中男爵の書翰◇寄贈
旌表……自 一〇 至 一一
◇在鄉軍人表彰
學事……自 一一 至 一八
◇萩商業學校職員異動◇小學校教員異動◇學校齒科醫囑託◇青年訓練所指導員異動◇小學校教員免許狀下附◇萩商業學校費縣費補助◇學齡兒童中就學免除猶豫者◇御眞影奉安庫視察◇明倫小學校八月中行事◇夏季委託指導一覽表◇明倫青年訓練所視察◇林間學校終了◇八月中椿東小學校行事◇椿西小學校八月中行事◇明倫青年團幹部會◇椿青年團行事◇木間男子青年團一夜講習會◇木間青年團の佛教講演會◇游泳講習會終了◇自動車內に圖書館
產業……自 一八 至 二四
◇マーマレードの滿洲方面に於ける販路開拓◇豚コレラ發生◇夏蜜柑胴虫採卵調査◇山火事◇昭和六年八月中萩港輸出入貿易◇昭和六年八月中町立萩魚市場賣取扱高◇八月中の氣象◇八月中風向觀測◇八月中天氣類別日數◇八月中萩町物價◇今月の園藝行事◇明みに曝け出された露領漁場の慘狀
軍事……自 二四 至 四〇
◇入營延期者異動◇現役兵歸鄉◇昭和六年度徵兵抽籤◇昭和六年度陸軍簡閱點呼不參者狀況◇教育召集◇演習召集◇軍人遺族記章令公布に就て◇椿分會の班例會實施
財政經濟……自 四〇 至 四五
◇縣稅賦課率及賦課定額改正◇昭和六年七月分納稅成績◇自轉車鑑札を無效となしたるもの
土木交通……四五
◇省營バスに關する狀況◇新川道路改築工事著手◇東木間道路改築工事竣功
社會事象……自 四六 至 四九
◇八月中萩町窮民恤救狀況◇八月中濟生會救療患者狀況◇八月中行旅病人及死亡人等取扱狀況◇長門峽入峽者調◇公人及私人
衛生……自 四九 至 五二
◇八月中死亡者埋火葬別◇八月中傳染病患者の狀況◇八月中死亡者病類別◇衛生講話◇各種試驗施行◇「腸チブス」「赤痢」もこれから
人事……自 五二 至 六二
◇萩町の人口動態◇八月中出生屆出の者◇八月中死亡屆出の者◇八月中出入寄留者數統計◇八月中出寄留及退去屆出の者◇八月中入寄留及復歸屆出の者◇受刑者
雜事……自 六二 至 六四
◇八月中萩町日誌◇冷浴溫浴と皮膚の關係◇日本で初めての海底透視船◇讀者の聲

時事提唱

來る十月五日は本縣會議員の總選擧が行はれるのであるから其の選擧資格を有する者は所謂府縣の自治行政に參與する考へを以て萬障を繰合せ清き一票を投せねばならぬのである要するに議員の選擧なるものは一面から觀れば公權であり他の一面には公義務なるものが附隨してゐるのであるから選擧の際に於て棄權者數の多いということは今日の立憲治下の公民として大なる恥辱とせねばならぬ譯合である依て本縣に於ては來る縣會議員の選擧を初めとし將來は衆議院議員選擧のときに於ても萩町內に萩投票區、椿東投票區、越ケ濱投票區、山田投票區及木間投票區の六投票所を設け以て投票を行ふ爲便宜を與ふることゝなつたのである豫め之を承知し置いて戴きたい。

○在京の田中龍夫男爵より別項に記載の通故乃木大將及男爵の嚴父である故田中大將の遺物は當分の間萩中學校に其の保管を依託されたので曩の町會に於て之を採納することに決定し乃木大將の遺物は同樣明倫尋常高等小學校に之を依託することゝしたのである申す迄もなく此の二つの遺品は故人の生存中終始一貫爲し遂げられた盡忠奉國の大精神を思ひ起すときに於て萩町の子弟敎育上に偉大なる效果を齎し得ることを信じ茲に之を吹聽して置く次第である

萩町長は先般上水道布設の用務を帶び上京の際伊藤公爵家を訪ひ松本に在る伊藤博文公の舊邸內に同公爵の遺品を陳列し史蹟見學者をして滿足せしめむとした所今回現伊藤公爵より先々公が常に居室に於て愛玩せられつゝあつた靑銅花瓶壹對の外特に同公爵家の重寶として保存中の詔勅文の謄寫を實物大の寫眞と爲し之

を寄贈さるゝ樣申越されたのである是等は同舊邸を飾る爲最も相應しきものであるから現品を受領したる上は直に之を邸内に陳列し舊跡保存上有意義のものたらしめむと思ふのである

庶般行政

◉宮廷錄事

◎御安著　天皇　皇后兩陛下は八月五日午前九時二十五分葉山御用邸御出門同九時四十分逗子驛御發車午後二時三十五分黒磯驛御著車同三時五分那須御用邸に御安著あらせられたり

◎御用邸廢止　鎌倉御用邸は八月十日之を廢止せられたり

◎御救恤　八月上旬沖繩縣下暴風の爲被害不尠趣聞召され御救恤として　天皇　皇后兩陛下より金七千五百圓を同縣に下賜せられたり

◎還幸　天皇陛下は八月二十五日午後一時三十分那須御用邸御出門同二時黒磯驛御發車同五時三十分原宿驛御著車同五時四十五分還幸あらせられたり

◎御救恤　今般中華民國楊子江一帶水害の爲在留本邦人の被害不尠趣聞食され罹災者御救恤として　天皇　皇后兩陛下より金壹萬圓を下賜せられたり

◎賜金　今般中華民國水災同情會設立の趣聞食され　天皇陛下より中華民國水害罹災者に御贈與相成るべき金拾萬圓を同會に下賜せられたり

◎御安著　天皇陛下は八月二十七日午前八時宮城御出門同八時二十分原宿驛御發車同十一時五十五分黒磯驛御著車午後零時二十五分那須御用邸に御安著あらせられたり

◉第六回萩町會

八月十七日午後二時より第六回萩町會開會議員全員出席左記諸案件の内公設質屋設置の件は之を撤回し其の他の各議案を可決午後六時五十分散會したり

因に町長選擧の件に關しては五名の詮衡委員を設け後任者を選定することゝなれり

一、萩町立魚市場歩戻金交付規程制定の件
一、萩町立魚市場業務規程中改正の件
一、萩町立魚市場業務施行細則中改正の件
一、萩町立魚市場事業資金積立金設置規程制定の件
一、萩町立魚市場委員設置規程中改正の件
一、萩町公益質屋設置の件
一、保安林解除の件
一、寄附受理の件
一、廢道敷地處分の件
一、町村道路線變更の件
一、公有水面使用出願の件
一、町長選擧の件
一、町金庫擔保物件引替の件

◉第七回萩町會

八月二十八日午前十時より第七回萩町會開催。議員全員出席。左記議案を附議し午後四時三十五分散會したり。

一、萩町立魚市場歩戻金交付規程制定の件
一、區長及區長代理者決定の件
一、特別稅戶數割異議申立決定の件
一、寄附受理の件
一、土地交換の件
一、不動產處分の件

◉昭和七年度萩町陪審員數割當

八月二十八日付山口地方裁判所長より昭和七年度陪審員割當員數を五十一名と爲す旨萩町長へ通達ありたり

◉叙任及辭令

朝鮮總督府敎誨師　杉山　顯正

平壤刑務所在勤を命ず

陸軍步兵少佐正六位勳四等　來島　新一

任陸軍歩兵中佐
陸軍歩兵大尉從六位勳五等　永岡　直
陸軍歩兵大尉從六位勳六等　田村　孝亮
任陸軍歩兵少佐（各通）
陸軍歩兵中佐從五位勳三等　岡本　精一
任陸軍歩兵大佐
陸軍航空兵中佐正六位勳四等　香積　見弼
任陸軍航空兵大佐
陸軍歩兵少佐正六位勳五等　光永修一郎
任陸軍歩兵中佐
陸軍歩兵大尉從六位勳六等　玉木　正之
任陸軍歩兵少佐
歩兵第四十八聯隊附陸軍歩兵少佐　新山　良一
補歩兵第三聯隊附私立青山學院中學部服務を命ず
歩兵第十六聯隊附陸軍歩兵少佐　山根　孝一
補新發田聯隊區司令部部員
歩兵第二十五聯隊附陸軍歩兵少佐　田村　孝亮
補歩兵第二十七聯隊附
歩兵第十五聯隊附陸軍歩兵少佐　西村　雅亮
補歩兵第二十八旅團副官
歩兵第二十四聯隊中隊長　半井　顯雄
陸軍歩兵大尉
補陸軍士官學校副官
歩兵第二十四聯隊中隊長　下村　福治
補歩兵第三十六旅團副官
歩兵第三十八聯隊中隊長　生駒　林一
陸軍歩兵大尉
補歩兵第十五聯隊附
歩兵第卄聯隊中隊長陸軍歩兵大尉　伊藤　義彥
補歩兵第三十旅團副官
野砲兵第十聯隊大隊長陸軍砲兵少佐　馬來芳麿
補基隆要塞司令部部員
陸軍歩兵大佐　岡本　精一
補第十六師團司令部附
龍谷大學服務を命ず
電信第一聯隊大隊長陸軍歩兵少佐　石津　恒輔
補工兵第八大隊附
陸軍士官學校附陸軍工兵大尉　淺海　誠
補陸軍士官學校教官
下關要塞司令官陸軍中將　藤田　鴻輔
待命被仰付
神戸區裁判所檢事兼　長宗　純
神戸地方裁判所檢事
補仙台地方裁判所檢事

仙台地方裁判所檢事檢事　長宗　純
兼補仙台區裁判所檢事
陸軍中將　藤田　鴻輔
豫備役被仰付
（以上萩町出身者）
歩兵第四十二聯隊附陸軍歩兵中佐　青木　博
山口縣立萩中學校服務を免ず
補歩兵第四十四聯隊附
陸軍士官學校副官陸軍歩兵大尉　柳屋　良輔
補歩兵第四十二聯隊附山口縣立萩中學校服務を命ず
山口聯隊區司令官陸軍歩兵大佐　中村　音吉
補歩兵第六十三聯隊長
陸軍歩兵大佐　舘　余惣
補山口聯隊區司令官
地方農林技師　中島　周藏
第九回山口縣畜產共進會審査長を命ず
（以上萩町關係者）

八月中發令の主要法規

◉國の法規

◎八月三日勅令第二百四號を以て軍人遺族記章令を公布
◎八月四日　陸軍、海軍省令第一號を以て軍人遺族記章令施行規程を公布
◎八月六日　勅令第二百五號を以て公立學校職員制中改正の件公布
◎八月十日　勅令第二百十一號を以て救護法施行令の件公布
◎八月十日　勅令第二百十二號を以て市制町村制施行令中改正の件公布
◎八月十一日　内務省令第二十號を以て救護法施行規則の件公布
◎八月十一日　内務省令第二十一號を以て市制町村制施行規則中改正の件公布
◎八月十二日　内務省令第二十四號を以て大正十五年内務省令第五號選擧運動の爲にする文書圖書に關する件中改正の件公布
◎八月十八日　遞信省令第三十九號を以て簡易生命保險規則中改正の件公布
◎八月二十日　内務省訓令第十號を以て警察官及消

防官服裝規則中改正の件公布

◉縣の法規

◎八月十八日　山口縣訓令第二十一號を以て官國幣社以下神社遷座祭執行に關する心得の件公布

◎八月二十一日　山口縣令第四十二號を以て大正八年六月山口縣令第三十五號自動車取締令施行細則中改正の件公布

◉萩町告示の主なるもの

◎陸軍簡閲點呼執行の件

◎町村道路線變更認定の件

◎道路敷地公用廢止の件

◎萩町立魚市場委員設置規程中改正の件

◎萩魚市場事業資金積立金設置規程の件

◎萩魚市場業務施行細則中改正の件

◎萩魚市場歩戻金交付規程の件

◎蠶種繭賣買取締規則の件

◉區長及區長代理者決定

本町區長及區長代理者は昭和六年八月三十一日任期滿了に付左記の通其の後任者を決定せり

區名	區長名	代理者氏名
川島第一區	西山　和一	河村　良一
同　第二區	堀　義彦	藤山　五郎
同　第三區	阿武龜之亟	土井千代七
土原第一區	大田梅五郎	柴田　忠七
同　第二區	原　榮作	三好　信義
同　第三區	江山吉五郎	澤本俊三郎
橋本町區	藤野　敏介	長野　初作
御許町第一區	椙本　滿	中原　英太
同　第二區	中村善右衛門	小田　六治
唐樋町區	松浦　茂	新谷　幸一
江向第一區	松本　雅樂	柴田　熊一
江向第二區	神代　大介	平田　久吉
同　第三區	山本　詩敎	中村　忠助
同　第四區	中原　與平	尾形　二郎

河添第一區	横山　彌吉	井町　衛槌
同　第二區	並川　宗一	小川　繁作
平安古町第一區	安藤　方亮	時山　岩槌
同　第二區	戸田　元輔	平生　大藏
同　第三區	三隅田秀一	藤原　幸吉
堀内第一區	池内　壽一	宇佐川久雄
同　第二區	藤井　賴三	馬庭　政二
南片河町	岩本　治定	吉澤　吉太
南古萩町區	佐々木藤作	濱壽六三郎
呉服町一二町目	三宅　茂一	尾崎市五郎
油屋町區	大庭一二郎	中尾　孫市
古魚店町	後藤一五郎	竹内　一熊
北片河町區	大賀　善介	篠原常太郎
檜屋町、今魚店町區	長谷千代助	吉屋　啓一
北古萩町第一區	山田　治郎	柳井　正七
塩屋町、細工町區	藤井又三郎	難波鹿太郎
惠美須町區	福永安四郎	安藤　龜藏
兎町區	出羽百合助	久保　一郎
米屋町區	鈴木　一郎	福谷　清吉
東田町第一區		
同　第二區		
西田町區		
津守町區	矢田　岩藏	原田荒二郎
上五間町區	松村惣十郎	藤井　政人
下五間町區	林　市藏	佐伯　豐
吉田町區	後藤　正七	三舛　信吉
古萩町區	山本　正一	石金　順吉
今古萩町區	岩武　改一	大島彌三郎
熊谷町區	藤山清太郎	田中　永七
濱崎新町第一區	田中槌五郎	河野　彌一
同　第二區	岡村　秀藏	井町　太作
濱崎町第一區	岡村　槌藏	有馬　萬吉
同　第二區	小野　一三	松原　新一
同　第三區	尾崎　久市	刀禰　秀友
同　第四區	後藤長兵衛	大島　誠一
東濱崎町第一區	進藤　福松	刀禰　德介
同　第二區	三好　千一	村木伊太郎
目代區	長尾　源作	山根　清一
中津江區	吉村　藤吉	田中　清一
上野區	林　恒治	田村　胤次
椎原區	山縣　慶藏	吉田市右衛門
中ノ倉第一區	福島　幸輔	石井勘九郎

同　第二區　大谷　正一　小野村音吉
松本市區　山本　新市　尾崎　鶴松
舟津區　西郷喜兵衛　吉賀　正市
無田原區　田中　清作　中村　長槌
香川津東區　長岡　佐吉　田原　益造
同　西區　岡本　德助　淵　誠一郎
同　南區　山村　常一　三井　愼一
同　北區　植村　豐　永田　藤吉
鶴江第一區　村木　鶴松　村木　末松
同　第二區　佐伯　常藏　吉村治右衛門
前小畑第一區　阿武　忠一　金子　簑吉
同　第二區　佐伯　松藏　泉　五郎
小畑浦第一區　岩崎市太郎　大田　又七
同第二區　土井　貞吉　河野　梅吉
後小畑區　山本平左衛門　鈴木　政吉
越ヶ濱第一區　岸田　雪城　松田　龜松
同　第二區　田中　宗吉　末武伊勢松
同　第三區　大枝　彦一　大枝　忠吉
同　第四區　井町　常一　白石初五郎
同　第五區　井町平次良　椙本　政助

同　第六區　椙本　甚吉　井町　幸吉
霧口區　中原　與吉　八道　榮作
沖原區　大山　芳雄　田村　芳行
大屋區　石丸三千祐　伊藤　清行
笠屋區　柳井　清助　楊井　久松
河内區　田村喜右衛門　齋藤　清一
濁淵區　田村源太郎　高屋　簑槌
金谷區　岩本　辰三　玉木　心一
椿町區　田中　忠介　平田　米造
雜式町區　柳田　文亮　田原　幾藏
青海區　岸　義槌　藤田　耕一
東木間區　長屋權治郎　來島　竹藏
西木間區　中原市五郎　山根榮太郎
北木間區　金重　德藏　林　初一
山田第一區　山藤　懋　原　嘉彥
同　第二區　田村　若松　野村　正彥
玉江第一區　來島　友一　木島　進一
同　第二區　來島　末藏　堀　鶴松
同　第三區　藤井庄兵衛　岩本奧右衛門
玉江浦第一區　小橋五郎吉　玉井　甚一

同　第二區　室本七五郎　坂本　槌藏
倉江區　柳井光太郎　小野市五郎
小原區　伊藤　秀一　伊藤　壽一

右の外北古萩町第二區長和泉屋坂次郎同區長代理者岡田良一に付ては町會の諒解を得八月三十一日町長の專決を以て之を決定せり

◉感謝

一、故陸軍大將伯爵乃木希典閣下遺愛の馬具

内譯

馬氈　壹枚　鞍嚢外覆　壹揃
頭絡　壹個　大勒銜　壹個
小勒銜　壹個　大勒韁　壹本
小勒韁　壹本　乘鞍　壹具
馬氈　壹枚　鐙　壹對
鐙革　貳本　駿嚢　壹揃
鞍嚢外覆　壹揃　腹帶　壹本

右男爵田中龍夫閣下より別項書翰の趣旨に依り萩町へ寄付せらるゝ茲に其の厚意を感謝す

◉田中男爵の書翰

拜啓愈々御堅勝奉賀候陳者先考在世中故乃木將軍の知遇を蒙り其の薨去前夜の如きは將軍邸に招かれ晩餐を饗せられし等多々寅緣深かりし關係も有之將軍の形見として特に寄贈を受けし馬氈及鞍嚢外覆は其の保存に最も意を用ひ先考恒々座右に置き日夕追慕致居候處今日に至りては拙家に私藏せんよりも寧ろ公共のために提供して廣く世道人心に裨補せしめんこそ先考の本意なれと思惟仕候尙又先考使用の正式馬具壹揃は豫て御希望の次第も有之候に付此際共々貴町に御寄贈可仕候間別紙目錄の通現品御落手の上は其々可然御取計被成下度候先は右迄得貴意度此如御座候　敬具

昭和六年八月十四日

男爵　田中　龍夫

萩町長　林　勇輔殿

◉寄贈

當町島屋呉服店員一同より同店員合同販賣期間中の

賣上高百分の一を萩町、奈古村大井村、三見村、三隅村、川上村、明木村、福川村及紫福村の九箇町村に於ける公共婦人團体又は女子青年團員に寄贈することとし金參拾圓を萩町に於ける該當團体に寄贈したきに付之が取計方當町に依嘱し來りたるを以て萩町聯合女子青年團に交付することとし八月二十日交付を了したり茲に其の好意を感謝す

旌表

◉在鄉軍人表彰

◎左記の者は在鄉軍人分會の發展向上に努力し其の成績最も良好なりしに依り本年八月陸軍簡閲點呼當日模範會員として執行官より表彰せられたり

萩分會　後歩上　原　光利
同　豫歩上　河村　末一
椿東分會　後歩上　三戸　幸一
同　豫歩伍　阿武　七郎

椿分會　後歩一　平田　源助
山田分會　後歩一　磯部　龜吉

學事

◉萩商業學校職員異動

萩商業學校教諭心得　南　光

萩商業學校教諭に任ず
八月三十一日付
山口縣

◉小學校教員異動

阿武郡嘉年尋常高等小學校訓導　張　倫子
大津郡津黄尋常小學校訓導　田石八千代
大津郡啓迪尋常小學校訓導　西村　隆雄

各通
萩町立明倫尋常高等小學校訓導に任ず
阿武郡明倫尋常高等小學校訓導　新谷　シヅ
大津郡津黄尋常小學校訓導に任ず

各通　阿武郡明倫尋常高等小學校訓導　木藤　スヱ
同　上　張　ツヱ
願に依り本職を免ず
以上八月三十一日付
山口縣

◉學校歯科醫囑託

本年七月本縣訓令第十九號學校歯科醫及幼稚園歯科醫設置手續に依り左の通萩町立學校歯科醫囑託の發令ありたり

各通　櫻井哲郎
伊藤清治

明倫尋常高等小學校歯科醫を囑託す　横山脩治
椿東尋常高等小學校歯科醫を囑託す　緒方尚春
越ヶ濱尋常高等小學校歯科醫を囑託す　石川孝太郎
椿西尋常高等小學校歯科醫を囑託す　粟屋祐治
白水尋常高等小學校、木間尋常高等小學校歯科醫を囑託す
以上各通昭和六年八月十日付
山口縣

◉青年訓練所指導員異動

萩町立山田青年訓練所指導員　高壽賢一
囑託を解く

山口縣阿武郡萩町立山田青年訓練所指導員を囑託す　荒川正男
以上昭和六年八月三十一日
山口縣

◉小學校教員免許狀下附

萩町在住左記の者に對し本縣より八月二十九日付を以て尋常小學校准教員たることの免許狀を下付せら

れたり

岡崎文枝

◉萩商業學校費縣費補助

萩商業學校費に對する昭和六年度縣費補助金壹千五百七拾圓を交付方八月二十日付本縣知事より指令ありたり

◉學齡兒童中就學免除猶豫者

當町在住の學齡兒童中本年三月より八月迄の間に於て就學を免除し及猶豫を認可したる者左の如し

就學免除	男	一	女	一	計 二
就學猶豫	男	六	女	七	計一三

◉御眞影奉安庫視察

文部省屬黑田寬次郎氏は山口縣屬藤田德雄氏と共に八月十九日來萩翌二十日萩商業學校及椿東尋常高等小學校に於ける奉安庫並御眞影奉護方法を視察し島根縣へ向け出發したり

◉明倫小學校八月中の行事

◇夏季特別指導　約四十日に亘る長期の休業に於いて、家庭復習にのみ委することは極めて不便なる事項あり。又は不可能なることもあり。家庭作業を妨げず、兒童の健康に障害を及ぼさざる範圍に於いて積極的に教員指導の下に特別に教育を施すことは研究上有利にして、能率高きことは呶々を要せざる所なるべし。本校此に鑑みる所あり。左記事項につきては一定の期間教員附添ひ特別指導を行ひたるが、何れも豫期以上の成績を收めたり

書圖＝八月十七日より同二十一日まで五日間
工藝＝八月二十四日より同三十日まで七日間
算術＝七月二十七日より八月七日まで十二日間
昆虫採集＝第一部　七月三十日
　第二部　八月十三日
　第三部　八月二十一日より同二十三日まで三日間

園藝＝八月二十四日より同三十一日まで八日間
作業＝七月二十六日より八月三十一日まで卅七日間

◇夏季委托指導　來春卒業して職業戰線に進出すべき高二兒童をして、夏季休業を利用し職業實習をなさしめ、其の体驗を積ましめて學校教育の缺を補はしむることは、今後の教育及び職業指導上最も有益なる試なることを思ひ、左記家庭及び官衙會社商店等の諒解の下に委托指導を依頼し、一定期間實地修練をなさしめたるが、指導者の好意と兒童の熱心とにより豫期以上の良成績をあげ、教育上にも大なる反省材料を提供せるは、時代の趨勢に鑑み最も慶賀すべき企なりき

◉夏季委托指導一覽表

指導者又は委托場所	種別	期間	人員
千歳自動車商會	機械取扱	七日	通勤 男 二
稅務署	給仕	夏休中	仝 男 一
田村八百屋	店員	七日	泊込ミ 男 一
やなゐ屋雜貨店	仝	七日	仝 女 二
花月堂	仝	七日	仝 女 二
金子精一方	家事見習	七日	仝 女 一
宇佐川ヨネ方	仝	十日	仝 女 一
久繼菓子店	店員	夏休中	仝 男 一
双葉看板店	職工	七日	通勤 男 一
三好活版店	職工	夏休中	仝 男 一
吉井氷小賣店	店員	五日	仝 男 一
今井饅頭店	仝	夏休中	仝 男 一
中村小兒科醫院	看護婦	三日	仝 女 一
眞行寺	家事見習	三日	仝 女 一
田村伊三郎方	仝	夏休中	仝 女 一
木村忠雄方	仝	三日	泊込み 女 一
田中提灯製造所	職工手傳	一日	通勤 女 一
神保誠一方	家事見習	夏休中	仝 女 一
增野漬物店	店員	六日	仝 女 一
角屋勘七方	家事見習	夏休中	通勤 女 一
山田麩製造所	職工	三日	通勤 男 一
田村春一方	農事手傳	十五日	泊込み 男 一
長嶺八百屋	店員	十七日	通勤 男 一

福光菓子店　仝　七日　泊込み　男　一
長周日々新聞社　職工　夏休中　通勤　男　一
宅野利次方　家事見習　十日　泊込み　女　一
自　宅　家　業　夏休中　男二九　三五
各新聞舖　新聞配達　夏休中　女六　一二
　　男　一二

◇來校視察者　七月八月に於ける本校來校視察者の主なる者左の如し

山口縣警察部長本間精、山口縣學校衛生技師渡邊道義、前內務省政務次官井上孝哉、大井小學校長山根禮輔、山口高商講師橋本胸眞、和歌山女子師範訓導山根本和、同坂之上好幸、同森四五三、京城帝大司書官兼助教授吉村定吉
東京帝大教授臘山政道、山口縣視學官武智啓次郎
山口縣實業補習教育主事田中權一郎、勸業銀行山口支店長大野榮三、外三十名、福岡縣早良郡姪濱校訓導結城和三、岐阜縣師範學校教諭野島忠太郎
東京帝大教授姉崎正治、山田拓務省囑托、中田海外協會主事
九州帝大教授永穗純次郎、宇部沖山炭礦會社事務員松本金吾、大津郡日置八幡宮社掌高山章介

◉明倫青年訓練所視察

八月十七日午前六時三十分より、山口聯隊區藤島少佐、全國に魁けて實施せる第二特別理髮班を視察さる。當日は林町長市川、藤村兩大佐二階大尉大橋柳屋兩配屬將校を始め多數理髮店主の參列者あり。視察官藤島少佐よりは成績頗る良好なりとの講評を得店主及び生徒の自覺をたかめ益することと甚大なりき

◉林間學校終了

七月二十七日より志都岐公園內にて開催せる萩林間學校は、二週間の豫定行事を終り八月九日午前十時より閉校式を擧行せり。先つ國歌二唱の後高松訓導經過の報告をなし、町長代理宮崎助役の式辭、田中主幹の告辭、來賓惣代田坂萩警察署長の祝辭、保護者惣代有田音彥氏の謝辭ありて式を閉づ。當日の來賓は田坂署長以下十數名、保護者七十餘名なりき因に一般に成績良好にして体重最大增加者は、四百二十七匁に及び平均に於いて一人當り八十匁の增加を示せり

◉八月中椿東小學校行事

文部屬奉安殿調査

八月二十日黑田文部屬は藤田縣屬と共に來校奉安殿の設備並御眞影奉護狀況に付調査せり

椿東校教育召集

八月九日、八月二十日の兩日午前七時三十分全校兒童の教育召集を行ふ學校長訓話、學級訓話、夏期練習帳並宿題學科目の指導、學友團部落別自治協議、校舍內外の清潔作業等を行ひ午前九時散會せり

◉椿西小學校八月中行事

◎兒童召集＝八月九日全校兒童を召集して夏季休業中に於ける兒童の健康學習及生活の狀態に付取調べを行ひ更に休暇中の心得につきて訓話せり

◉明倫青年團幹部會

八月二十二日午後八時より明倫校に於いて開會、左記各項を協議して午後十一時散會せり。殊に体育大會の件は青年團行事中重要なるものゝ一なれば愼重審議して有効に、而かも盛會ならしむるため遺漏なきを期したり。

協議事項　一、体育大會の件
　二、曉天神社參拜に關する件
　三、青年團手牒に關する件
　四、青年團名簿に關する件
　五、其他

◉椿青年團行事

◎陸軍簡閱點呼參觀＝八月十九日明倫小學校庭に於て行はる、陸軍簡閱點呼參觀の爲當日青年訓練所生徒全部を出席せしめ點呼執行官の閱兵後分列式を行ひ軍事講話を聽講せり

◎青年講座＝八月三十日椿西小學校に於て青年團修養會を開催し森田技手の農業經營に關する講話を

聽けり

◉木間男子青年團一夜講習

八月十九日午後八時四十分より各自の修養並團の向上を計る爲木間小學校に於て一夜講習を開催せり出席人員團長以下二十三名行事次第左の如し

一、一同集合整列(午後八時四十分)二、始式の挨拶三、靜座 四、御製謹詠 五、東方遙拜 六、國歌七、令旨奉讀 八、令旨奉答歌 九、終式の挨拶 一〇、体操 一一、團長訓話 一二、來賓講話並團員意見發表一三、研究問題討議

イ、團員の集合をより良くする方法如何

ロ、木間男子青年團員に最も適切なる奉仕事業について。

ハ、各支部の活動をより良くするには如何にすればよいか

一四、娯樂 A團歌踊、盆踊、ボール遊、食事會 一五、靜座 一六、心の力朗誦 一七、就寢 (午後十一時三十分)

翌朝行事

一、午前五時起床二、洗面水浴三、神社參拜(社前に於て靜座禮拜御製謹誦祈の言葉、父母への挨拶反省)四、歸校後一夜講習に關する各自の感想發表五、社會奉仕(神社掃除)六解散(午前八時)

◉木間青年團の佛教講演會

八月二十九日より三十日迄三回に渉り木間青年團主催のもとに木間小學校に於て佛教講演會を開催せり講師は大津郡三隅村の寶國寺中川哲雄師にて舊盆のことゝて多數の參會ありたり

◉游泳講習會終了

七月二十七日以來當町菊ヶ濱海水浴場に於て開催中の阿武郡教育會、萩町及萩商工會聯合主催の游泳講習會は豫定の通八月七日を以て終了同日午前八時より游泳大會を開催し同十一日より閉會式を擧行す來

賓瀧口吉良翁外多數の參列者ありたり

因に講習證書受理者は男子二七七名女子一八二名合計四百五拾九名なり。

◉自動車内に圖書館

史城生

暑熱の都會から遠、離れ、大自然の懐に抱擁され乍ら農村に漁村に嬉戯する少年少女達は都會の少年少女に較べて自然的感化を受けて身も心も健かに伸びて行くのが普通なのであるが、現下の日本に於けるが如く地方農村窮乏時代にあつては然うばかりも言へないやうである。自然には恵まれても、幼い者達の讀書欲乃至は知識欲を滿足させる施設機關の見るべきものが農村にあり得やう筈がない。村の小學校の中などにある形ばかりの圖書館には殆ど讀みつくされた、或は大人でなければ理解出來ぬやうな物が些かあるばかりといふ貧弱な有樣と思はれる。都會の子供は此の點では、本が買へなくとも手近かな圖書館へ行つて知識欲を充す事が出來るのである。これに反して、米繭などの暴落につぐ、底無しの不況で一般の農家では本を買つて讀ませる資力などないのも當然であらう。ところが茲に是非日本でも實施して欲しいと思ふやうな試みが英國でなされてゐる事が外國の新聞に掲載されてゐる、それに依ると斯うである英國のケント・カウンテイといふ田舍には公立の小さな圖書館が二三あるばかりであるが、そこの子供達はロンドンやリヴアプールの子供達同樣に色々の本を讀み度がつてゐた矢先きつい先頃大型の箱自動車の中の書棚にぎつしりと本を詰め込んだ所謂移動圖書館(或は巡回文庫)がロンドンからやつて來た、その中には專門家の司書が二人乘組んで、小さな町の中央に來てエンヂンを止めたのである。勿論これは自動車の中に設備された圖書館であるから大都市の永久的な建物の圖書館の樣な、澤山の本がある譯ではないが、一般の子供の嗜好とか趣味とかに細心の注意を拂つてある結果、田舍の子供達の讀書欲を充してやる事はさして困難ではないのである公徳心の高い英國の事とてカード一枚を司書に渡すだけで一週なり、特殊の都合に依つては一ケ月位

まで、その本を子供達に貸與し、次に來た時に又別の本と取替へても本の紛失する心配もなく、無論これは公共事業として無料である。そして、時折、司書が子供達に對して本の選擇に就いて說明を加へ、都會の少年少女などに讀まれてゐる本などの批判をして聞かせ、又、文字を未だ讀めぬ幼い子供に對しては種々の繪本を提供するやうになつてゐる。この試みに刺戟されて博愛主義的な英國人は振つてこれに贊同し、ケント地方の小區域ばかりでなく、都會からすつと遠く離れた村々や、鑛山地帶などの少年少女達を喜ばせるために、この自動車に依る移動圖書館が續々出來る傾向にあるとは、實に他事ながら美ましい限りであると共に、それを始めて試みた人達の心の奥床しさが偲ばれるではないか日本にもこれに似た施設が出來て、知識的に餘り惠まれぬ地方農村の少年少女達を思想的にも健かに導く事の出來る日が待遠しいやうな氣がする。

産業

◉マーマレードの滿洲方面に於ける販路開拓

第二回滿洲見本市に出品したる萩町吉村梅吉氏製造に係るマーマレードは品質優良のものとして華商及外商の人氣を博し去る八月中多量の注文ありたるのみならず今後も引き續き取引ある見込なり其の他東京市內一流の名士を以て組織せる交詢社よりも見本品提出方照會ありたるに依り之亦相當の需用あるものと認めらる旁今後夏蜜柑の栽培に付一層の努力を要すると同時にマーマレード製造の爲一段の奮勵を切望する次第なり

因に八月の本報登載滿洲見本市狀況の記事中マーマレードの變質せるものありと記載したるはマーマレードとしては最初の製造品にして罐器其の他荷造等に不充分の點ありし結果の如く認めらる

◉豚コレラ發生

八月二十二日山口縣令第四十三號を以て豚コレラ豫防の爲家畜傳染病豫防法第十六條に依り左記地域を限り豚の出入往來又は其の屍体其の他病毒傳播の虞ある物品の運搬を停止す、但し船車に搭載の儘通過するものは此の限りに在らざる旨公示せらる

厚狹郡、厚狹町、万倉村
福岡縣小倉市、門司市、企救郡

◉夏蜜柑胴虫採卵調査

中ノ臺縣設夏橙集團指導地中心指導園に於ける柑橘星かみきり產卵狀況の調査を七月廿五日、八月四日八月十七日の三回に施行せり其の成績次の如し

第一號園
一、植付本數　六十六本
一、被害本數　四十六本
一、無害本數　二十本
一、被害ヶ所　百三十一ヶ所

第二號園
一、植付本數　二十三本
一、無害本數　十本
一、被害ヶ所百〇一ヶ所（上部被害ヶ所三十八ヶ所下部被害ヶ所六十三ヶ所）

第三號園
一、植付本數　三十本
一、被害本數　十四本
一、無害本數　十六本
一、被害ヶ所　三十一ヶ所

◉山火事

八月六日午後一時半頃後小畑區越ヶ濱上水道貯水池附近の山林より發火約十町〇を燒失し午後五時頃鎭火せり
原因は入山者の焚火の不始末に起因するものゝ如し

◉昭和六年八月中萩港輸出入貿易

輸出之部

品名	價格	噸量	仕向地
杉丸太	四七二〇	三〇四	關東州
青竹	六四三		仝
漬物	九六	二	仝
藁製品	五五	一	關東州
漁網	七〇	一	仝
計	五五八四	三五三	
一月以降累計	二一、七二二	九四〇	
輸入之部			
一月以降無し			

◉昭和六年八月中町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	二八、六〇〇円〇〇〇	一五五、六五九円九三〇
越ケ濱出張所	九、七六、五五〇	五六、一九一、五六〇
玉江出張所	二、七〇二、〇四〇	二〇、〇八五、〇五〇
計	四一、〇二八、五九〇	二三二、九三七、五四〇

◉八月中の氣象

氣溫平均	最高氣溫	最低氣溫	雨雪量
三〇度三〇	三二度一〇	二二度六七	六糎六〇

◉八月中風向觀測

北北東	東	南東	南	南西	西	北西	靜穩	最多方向
—	—	一一六	七	—	二	二	三	南東

◉八月中天氣類別日數

種別	快晴	晴	曇	雪	霰	雹	濃霧	電雷	地震	暴風	最高井度以上	最低〇度以下
日數	九	一二一〇		—	—	—	—	—	—	—	二八	—

◉八月中萩町物價

品名	本月中平均物價	前月に比し
中米(白米)一石	一六、〇〇〇	—
裸麥(精白)一石	一二、〇〇〇	落
大豆	一石 一六、〇〇〇	騰
白味噌	一貫 七、五〇〇	騰
清酒(中等品)一石	八五、〇〇〇	騰
白砂糖(洋)	百斤 二〇、〇〇〇	騰
赤砂糖(洋)	百斤 一五、〇〇〇	—
鰹節(土佐)	一貫 一二、〇〇〇	落
牛肉(中等品)百斤	六〇、〇〇〇	落
鷄卵(地卵)	百個 三、〇〇〇	騰
牛乳	一舛 、七〇〇	—
晒木綿	一反 、三五〇	落
石炭	十貫 、五六〇	騰
木炭(樫)	十貫 二、〇〇〇	—
美濃紙	一締 二四、〇〇〇	—
半紙	一締 五、四〇〇	落

◉今月の園藝行事

蔬菜

下種 結球白菜、大根、蕪、甘藍、玉葱、花椰菜、牛蒡、ホーレン草、京菜、三寸人參、糸三葉

間引 結球白菜、大根、蕪等

施肥中耕 白菜、大根、蕪等

病虫害 蚜虫青虫には除虫菊石鹸液、デリス、ネオトン等の撒布

菜類の心喰蟲には砒酸鉛（水一斗に砒酸鉛三十匁カセイン石灰二十匁）ナフタリン加用除虫菊石鹸液等本葉一枚頃より數日毎に三四回撒布

大根白菜の腐敗病其の他に注意を要す

果樹

收穫 梨、葡萄、無花果

芽接 前月より引續き柿、柑橘等の芽接を行ふ

病虫害 柑橘類に銹壁蟲發生したるときは石灰硫黄合劑〇、三乃至〇、五度液を撒布す貝殻虫の驅除には松脂合濟又は機械油乳劑を撒布す

追肥 果實の發育旺盛の爲樹勢衰弱の傾向あるとき適宜行ふ

花卉

下種 シクラメン、スヰートピー、三色菫、エ

ニシダ、ルピナス

◎明みに曝け出された露領漁場の慘狀

漁具、食糧品の缺乏に堪へず　逃げ歸つた邦人漁夫の話

我が北洋漁業に對して事毎に防害し、益々我が權益を無視して暴慢なる態度を示してゐるサヴエート政府の管下にある所謂露領漁場が昨今非常な資金難に陷り、邦人漁夫を巧に騙して連れて行つたものゝ仕込準備は愚か邦人漁夫達に食糧や宿處すらも與へず從つて出漁準備も出來てゐないといふ出鱈目振りを發揮し豫てからの鳴物入りの大宣傳と正反對に皮肉にも大醜態を曝け出してゐる生きた實例を左に掲ける

函館市千代ケ岱五六番地船頭笹谷清次郎他三名は去る四月ナムサツカの東海岸ジユバノのダリアホトソユーズ經營の漁場に幹部として雇はれ雇入漁夫四十名と共に同月廿六日函館からアリカ號で漁場に向ふべく東隆丸に乘船したところ、これ等邦人側の食料として白米三俵と味噌一樽、福神漬一樽、梅漬一樽より他に積んでゐないのみならず肝腎の漁具が一つも無いので直に通商部函館支部代表に會見渡航を拒否しやうとすると、食糧及漁具は他船で既に浦鹽から發送してゐると言ひ、特に本年は豫定漁の五十パーセントより穫れなくとも九一金は支拂といふ念書を取つて置いて出航した、ところが漁場に就いて見ると何等の設備もなく漁具食糧は元より宿泊する家もないといふ有樣なので、五六尺もある雪の中に天幕を張つて送り込を待つてゐたが、その天幕も隣のルビンシテン漁場から盜んで來たものと知られ間もなく取上げられ、仕方なく一行は附近の村落に行き村長に泣付いて物置小舍を借り受け辛うじて生きてゐたが、そのうちに食糧缺乏に苦しむやうになつた五月廿二日に到り漁場の沖合に一隻の支那船が來たのを幸ひにそれで歸らうとすると村長がゲー・ベー・ウーに密告した爲嚇かされて歸る事も出來ず粥をすゝつて命を繋いでゐると、村長は米がなければ村で經營してゐる河川漁區で無給料で働けと無法な要求

持出してゐるところへやつと六月廿二日に到り同漁場の支配人チエルコフが單身でペトロパウロスクから來たが矢張り漁具も食糧品も來ないので、竟に六月廿七日には一粒の米も無くなり一行は決死の覺悟で百哩の荒海をペトロパウロスク迄逃けやうとしたが再び發見され之も斷念の餘儀なきに至つた。そのうち同廿八日ルビンシテン漁場から米五斗を借受け幾分元氣も付いたので七月二日三度目の脫出を企てたが今度は時化のために果さず、最後の手段として陸行逃走を計畫中九日に到りペ港から組合の總支配人が到着したので嚴重なる抗議の結果、漸く東隆丸でペ港へ行く事が出來て、そこで日本領事館を通じて組合本部に抗議を申込み曩の念書に裏書させ這々の體で函館に歸還したもので、猶小林某といふ一漁夫が殘つてゐるのでその生命を危まれてゐる、これはカムサツカ露領漁場に於ける本年度の成績が餘りに惡く資金難に依る仕込準備不能に陷つた事に原因してゐるらしいが一方未だ產業黨の殘黨が漁業政策を巧に防害してゐるのではあるまいかと言はれてゐる位で、ロシア側が如何に出鱈目であるかといふ實例を見ることが出來る

邦人漁夫に共產主義を宣傳　抗議しても糠に釘

カムサツカ西海岸に於ける日魯會社の主要漁場たるオゼルナイヤイテ其他の漁場に働いてゐる同社漁夫に對し、七月中旬以來共產黨宣傳部が猛烈に資本家打倒の大宣傳を開始し、深夜に至つて何處から忍び込むか漁夫の枕許に日本文の宣傳ビラを置いて行くので日魯會社の本部船たる興隆丸から條約違反なりとして嚴重なる抗議を申込んだが條約には日本領土內に於て共產主義の宣傳はすべからずとあるが此處は露領であるから吾々の自由であると公言してゐる有樣で、同社の抗議も何等の反響なく、同共產黨宣傳部の同志は何れもカムサツカに出稼ぎ中に赤化した勞働者の中から引拔かれ浦鹽の宣傳部で敎育を受て來た日本人及び支那人が先頭に立ち、ゲー・ベー・ウーが武裝してこれを護衛してその自由な活動を助けてゐる

殘留物資に條約違反の要求　日本は直に拒絕

邦人漁業家がカムサッカに於て漁場切揚の際工場建築物、漁船の他に漁業塩や漁獲品石炭其の他の物資を殘して來る時にはパパロフスクにある露國漁撈廳から許可を受けなくてはならない、若しも許可なくして殘す場合に於ては稅金を徵收するといふ條約違反の要求を通告して來たので、これを接受したシキカの本田外務省書記生は條約違反として之を拒絶すると同時に外務省に急報して合抗議方を申送つたが元來殘留物資がどれ程にあるか、切揚時になつて見なければ判明しないので實際問題としてその時に到つて許可を得る事は不可能とされてゐるのに露國側が斯くの如き不法なる要求を持出すのは結局條約を口實として保管料を貰ひ度いといふさもしい態度を示すものであると見られてゐる。殘留物は日本人の一人も居らぬカムサツカに置いて來るので石炭も塩も魚も殆ど自由に彼等の盜むに委されてゐる事情にあり、併し少額でもあり今日まで何も之を言ひ出す者もなかつた譯であるが、盜み取つた上に保管料までせしめやうとする露國側の厚顏しさには我が國の漁業家も呆れてゐる尙同書記生は邦人當業者に對しては當然絕對に支拂ふ必要なしと通告を發したロシアの官憲またもや横車露國官憲のカムサツカに於ける邦人漁業壓迫は益々その度を增し、發砲事件につぐ拿捕事件等惹起しつゝあるが、去る一日カムサツカ西海岸にある東邦水產の小原漁場にゲー、ペーウーがやつて來て、同社の網の沖出しが制限以上に伸びてゐるといふ口實の下にその一部を撤回さした上調書を取つて引揚げた同社ではその詳細な發表を避けてゐるが斯の如く邦人漁業に對して盛に彈壓を下してゐる。

軍事

◉入營延期者異動

◇兵役法附則第四項に依り本年入營を延期せられたる者左の如し

東京帝大工學部在　萩町大字土原三二二番地　平田英三

京都帝大醫學部在　萩町大字椿東二一八番地　林一郎

九州帝大法文學部在　萩町大字土原二九八番地　金山司

長崎醫大在　萩町大字江向二七二番地　三浦不二夫

◇兵役法附則第四項に依り入營延期中の者にして本年入營屆を提出したる者左の如し

大正大學哲學科卒　萩町大字北古萩町五四番地　西田正道

東京帝大工學部在　萩町第七一八番屋敷　渡邊克彥

東京帝大文學部卒　萩町大字江向七二四番地　北村三郎

東京商大卒　萩町大字橋本町七〇番地　藤野博

台北帝大理農學部卒　萩町第七七七番屋敷　南部寬人

法政大學專門部商科卒　萩町大字江向二七二番地　能美脩

京都帝大工學部卒　萩町大字平安古町一二一番地　重富三東

明治大學商學部卒　萩町大字山田四七七三番地　渡邊治

京都帝大法學部卒　萩町大字土原三九九番地　片山一夫

◎左記の者は兵役法附則第四項に依り入營延期中の處九月二日を以て海軍軍醫中尉に任せられたり

金澤醫大卒　萩町大字椿東九七二番地　横山秀雄

◉現役兵歸鄉

昭和四年徵集現役兵にして本年八月二十日除隊歸鄉せし者左の如し

歩一　惠美須町區　河瀨武夫

歩上　越ヶ濱第五區　上村敏雄

歩一　同第二區　末武利太治

同　第五區　椙本仲藏

同　第三區　藤田旭吉

同　第一區　烏田鷹壽

同上　玉江第一區　野村熊市
同一　玉江第三區　櫻井進
同　山口市寄留　前原正男

◉昭和六年度徴兵抽籤

八月二十九日山口縣廳本館に於て阿武郡徴募區の徴兵抽籤の結果萩町內甲種合格者の決定を受けたるもの左の如し
因に氏名の上に○印を付せるは本年幹部候補生を志願したるものなり

◇歩　兵

抽籤番號	寄留地現住地	氏名
甲令第七條志願者	無田原區	中村安吉
仝法第三十三條志願者	椿町區	小野正輔
仝	仝戸朝鮮平壤在留	三浦次男
仝籤外一	香川津北區	中村秀雄
仝仝三	鶴江第一區○村木	七郎
甲籤外四	臺北市在留	○篠原正太郎
仝仝五	仝戸山口市寄留	中村會巽
仝七	仝戸朝鮮公州面在留	椙龜麿
仝仝八	香川津西區	小柴豐
仝仝一〇	西田町區	山內清三
仝仝一二	仝戸東京市寄留	○高村安之
仝一二	大屋區	村岡虎雄
仝一三	土原第三區	長富松雄
仝一七	山田第二區	唉花實
仝一八	中ノ倉第一區	○藤原一
仝二一	山田第一區	森下寬一
仝二二	霧口區	松浦作好
仝三〇	仝戸朝鮮西三面在留	山崎虎松
仝三一	北古萩町第二區	西村久一
仝三四	仝戸大阪市寄留	光貞義藏
仝四〇	土原第二區	○高洲孝次
仝四一	津守町區	金子一郎
仝四六	霧口區	阿川國廣
仝四八	下五間町區	藤岡高登
仝四九	小原區	伊藤武
仝五三	越ヶ濱第四區	藤田時一
仝五八	河內區	田村政雄

仝六〇　上五間町區　守田好一
仝六一　今古萩町區　田村陸雄
仝六二　無田原區　波多野吉藏
仝六三　川島第二區　河上三郎
仝六五　玉江第一區○岡勇
仝七〇　北木間區　金重武雄
仝七二　橋本町區　岡野政一
仝七四　越ヶ濱第三區　池田金一
仝七八　沖原區　古屋信一
仝八〇　大屋區　○福山春市
仝八一　北古萩町第二區　黒田清
仝八三　越ヶ濱第三區　出羽文一
仝八四　濁淵區　有田武
仝八五　山田第一區　上田源一
仝九二　樽屋町今魚店町區　黒瀬好夫
仝九三　越ヶ濱第一區　高橋五郎

◇騎　兵

甲四　熊谷町區　藤村茂
仝五　倉江區　山本利信
仝七　古萩町區　三舛兵藏
仝八　玉江浦第二區　小橋萬吉

◇野砲兵

仝三　小畑浦第一區　石光長一
仝四　西田町區　荒瀨國亮
仝七　仝戸下關市寄留　岩田菊一
仝一〇　樽屋町今魚店町區　店村芳助
仝一一　濱崎町第三區　久保政雄
仝一二　越ヶ濱第六區　椙本貞之助
仝一九　北古萩町第二區　吉崎正次

◇工　兵

甲二　濱崎新町第二區　白石龜一
仝六　濱崎町第一區　田中秀夫
仝九　越ヶ濱第三區　末武久義
仝一〇　香川津北區　小林久雄
仝一一　後小畑區　金子融

◇電信兵

甲令第七條志願者　平安古第一區　竹田吉春
仝　沖原區　宗村久米一
仝一　古魚店町春若町　石田俊光
仝三　北片河町區　大庭收
　樽屋町今魚店町區

全	四	松本市區	伊藤 三郎
全	五	小畑浦第一區	田中 好一
全	六	小原區	下瀨 武雄

◇飛行兵

甲	一	小原區	杉山 一夫

◇看護卒

甲	二	山田第一區	藤田 英夫
全	七	河添第一區	相島 哲夫

◇補助看護卒

甲	一	椎原區	大賀 一郎
全	二	東田町第一區	安藤 俊雄

◇輕重輸卒

甲	一	全戶東京府下中野町寄留	伊勢島 豐
全	二	平安古町第二區	竹內 季雄
全	四	青海區	中村 松治
甲	六	土原第三區	大島 基雄
全	七	金谷區	藤田 勝一
全	八	江向第一區	岡崎 留一
全	一一	小畑浦第二區	福永 清一
全	二一	全戶福岡縣八幡市寄留	山尾 一
全	二四	全戶山口市寄留	西村 七郎
全	三一	玉江浦第二區	上領 良助
全	三三	越ヶ濱第三區	橫川 幾治
全	三五	越ヶ濱第四區	石川 乙
全	四一	越ヶ濱第四區	廣中 勇
全	四六	川島第一區	石丸榮太郎
全	五二	越ヶ濱第三區	吉武 祝一
全	五三	青海區	山根 謙重
全	五七	沖原區	大山 正槌

◇水兵

甲	一	小畑浦第一區	石光門次郎
全	三	江向第二區	增山 桃一

◇機關兵

甲	二	玉江浦第一區	佐伯 九一
全	三	全 第二區	藤崎 幾松
全	四	川島第一區	八道 敏郎
全	五	越ヶ濱第六區	井町 吉藏
全	六	津守町區	井町 信行
全	八	鶴江第一區	波多野源槌
全	九	全戶朝鮮釜山府在留	淺野 精三

◇主計兵

甲	一	舟津區	橋本 芳文
全	二	越ヶ濱第一區	水津 政雄
全	三	玉江浦第一區	埜村次郎一
全	四	後小畑區	大田 正男

本年徵兵抽籤の結果第一乙種及第二乙種合格の決定を受けたる者左の如し

◇步兵

一乙籤外一		椿東	永留 博
全	二	山田	村岡 信一
全	三	萩	松村 武次
全	四	椿東	角屋 與三
全	五	全	三浦 通男
全	六	全	河野 三郎
全	八	全	內山 誠
全	一〇	全	三井 仁士
全	四	全	河野 光明
全	三	全	桐山 仁
全	八	全	清水 亮
全	一〇	椿東	高杉 良雄
全	一一	萩	阿武 作藏
全	一三	椿東	武藏谷吉尾
全	一五	萩	堀江 正一
全	一六	椿東	松浦壽榮道
全	一八	全	堀越 道夫
全	二二	椿東	伊藤 明
全	二三	萩	末武 德一
全	二四	椿東	倉田 文次
全	二五	全	福光五郎藏
全	二六	椿東	小松 清一
全	三〇	椿東	門司 早夫
全	三一	萩	桝井 正一
全	三三	全	野村 晨
全	三六	全	赤木 成夫
全	三八	全	岡本 鐵平
全	三九	椿東	藤田 豐
全	四一	萩	原田 清一
全	五〇	山田	岩本 誠
全	五一	萩	田中 喜一
全	五五	全	伊勢島 尙

仝	五六	仝	刀禰 繁一
仝	五八	椿東	森田 万作
仝	六〇	椿	寺田 勘藏
仝	六一	山田	白井 孫一
仝	六二	椿東	吉村彌四郎
仝	六三	山田	河村小三郎
仝	六四	仝	上領太郎吉
			◇野砲兵
一乙	二	椿東	白石 喜一
			◇電信兵
一乙	一	椿東	田中 義夫
			◇輜重輸卒
一乙籤外		椿東	田原 常雄
仝	三	椿東	烏田末太郎
仝	七	萩	福井 正之
仝	九	仝	小茅 在
仝	一〇	仝	紙屋 新一
仝	一五	仝	坪野 正平
仝	一八	山田	岡 俊一
仝	二〇	仝	岩本 誠
仝	二二	仝	吉山 判衛
			◇步兵
二乙籤外一		萩	松井 利明
仝	二	仝	三原 清治
仝	三	仝	安田 義人
仝	四	椿東	藤原 彰夫
仝	六	萩	岩井 亨
仝	八	仝	藤山 光雄
仝	一〇	仝	辰巳 博
仝	二	仝	岩崎 正一
仝	四	椿	國貞 政助
仝	六	萩	手倉 繁夫
仝	七	椿東	山本 助市
仝	九	仝	上田 將治
仝	一二	仝	河村 義雄
仝	一三	萩	阿武 留吉
仝	一四	椿東	石田 清吉
仝	一五	萩	室田 十郎
仝	一八	椿東	山本 勘助
仝	二一	萩	新宅 喜雄

仝	二二	仝	青木三千仁
仝	二三	仝	松浦藤三郎
仝	二四	椿東	松本 清治
仝	二七	仝	中村 正吉
仝	三二	仝	柴田 美春
仝	三五	萩	大津 朔一
仝	三六	山田	時山 哲男
仝	三八	萩	山本 康雄
仝	四〇	仝	柴田 延助
仝	四二	萩	入潮 正夫
仝	四四	仝	藤山 信敏
仝	四七	椿	金子 伸義
仝	四八	椿東	末武 三藏
仝	五二	萩	田村 勝藏
仝	五七	椿東	小泉信四郎
仝	五八	椿	宮本 武一
仝	六〇	萩	能美 正弌
仝	六一	仝	柳田 倫正
仝	六二	山田	小川 初美
仝	六五	萩	齋藤 保市
			◇野砲兵
二乙籤外		萩	田村 一孝
仝	五	仝	金子傳三郎
			◇電信兵
二乙	一	山田	山根 三吉
			◇飛行兵
二乙	一	山田	佐方 義臣
			◇輜重輸卒
二乙籤外一		椿東	村木 忠治
仝	二	萩	眞鍋 藏六
仝	三	仝	長濱 誠三
仝	四	仝	奥平 二郎
仝	二	椿	藤田 金光
仝	五	山田	濱野 利春
仝	一一	萩	藤田滿太郎
仝	一二	仝	前原 俊雄
仝	一四	仝	佐伯 貞雄
仝	一五	仝	八幡原 博
仝	一七	仝	藤井 源一
仝	一九	仝	西本 正一

仝	二二	椿東 高橋 勇
仝	二七	萩 大島 榮一
仝	三〇	椿東 小川 米藏
仝	三一	山田 木間 義雄
仝	三八	椿 中村 虎助
仝	四四	椿東 末武 吉直
仝	四六	萩 景由 見萩
仝	五六	仝 山本 俊雄
仝	五七	仝 井町 武尾

本年徵兵抽籤の結果第二補充兵役に編入せられたる者左の如し

二乙	萩	林 歳輔
同	同	恩村 壽雄
甲	同	恩村 謙熊
同	同	岡村 光一
二乙	同	河内 良一
甲	同	田中 勝義
同	同	中村 新一
二乙	同	中村 益夫
甲	同	信龍 勝治
二乙	同	國光 清
甲	同	山根 政一
同	同	山崎 正雄
二乙	同	山縣 英三
一乙	同	松本 義雄
甲	同	藤山 敏雄
二乙	同	藤村 又雄
甲	同	藤田 一三
一乙	同	古屋 竹藏
甲	同	阿武 吉藏
二乙	同	阿武 茂香
同	同	坂上 忠美
甲	同	三舛 信市
甲	同	須山 彌一
二乙	同	岡 修郎
同	同	田阪 守典
同	同	田北 亨
二乙	同	小田 武夫
同	椿東	山本 國藏
同	同	藤田 政一

二乙	同	口羽 良次
甲	同	內山 瀧熊
同	同	小野村 猛重
同	同	木村 太郎一
同	同	村木 吉造
同	同	天滿屋 定雄
同	同	山本 秋一
同	同	藤山 久男
同	同	烏田 三九郎
二乙	椿	松田 巖
同	同	阿部 藤次
同	同	吉村 猛
甲	同	有田 節三
同	同	宮内 勇
同	同	幸坂 勇
二乙	山田	河野 與一
同	同	岩田 利平
一乙	同	萬屋 三郎
甲	同	佐々木 平一
同	同	伊藤 信吉
同	同	藏隅 實

◉昭和六年度陸軍簡閱點呼不參者狀況

所屬分會	教育區分 參會區分	令達人員	事故者 無屆不參	事故者 所在不明	事故者 病氣不參	事故者 計	參會總員
萩分會	既教育者	一〇七人	一人	四人	三人	八人	九九人
	未教育者	九三	一	三	三	七	八六
椿東分會	既教育者	五七	一	—	二	三	五四
	未教育者	三四	二	—	二	四	三〇

椿分會	既教育者	三七	—	一	—	一三六
	未教育者	一三	—	一	—	一二
山田分會	既教育者	五〇	—	—	—	五〇
	未教育者	二六	—	一	—	二五
越ヶ濱分會	既教育者	三七	—	—	—	三七
	未教育者	一八	—	—	—	一八
計	既教育者	二八八	二	五	五	一二	二七六
	未教育者	一八四	三	五	五	一三	一七一
總計		四七二	五	一〇	一〇	二五	四四七

◉教育召集

左記の者は八月一日より九十日間歩兵第四十二聯隊へ教育召集を命ぜらる

小畑浦第二區　第一補充兵歩兵　青木　粂市
東田町第二區　仝　若松　芳雄

◉演習召集

左記の者は八月一日より二十一日間野砲兵第五聯隊へ勤務演習の爲召集せらる

鶴江第一區　后砲少尉　小島　杉門
濱崎新町第二區　豫砲幹部候補生　萬屋　可輔
中ノ倉第一區　仝　藤原　元明
霧口區　后砲伍　中原　繁一
濱崎町第三區　后砲一　伊勢島光藏

左記の者は八月一日より廿一日間輜重兵第五大隊へ同斷

香川津西區　豫輜伍　岡本　朝三
中ノ倉第二區　豫輜一　大谷　武
鶴江第一區　豫輜一　村木　五郎

左記の者は八月二十日より二十八日間歩兵第四十二聯隊へ同斷

東田町第一區　豫歩少尉　福永　芳太
中ノ倉第一區　昭和二年　豫歩一　末岡　稔
山田第二區　仝　仝　村田　一夫
上野區　仝　仝　黑川　清
山田第二區　仝　仝　武田　初正
濱崎新町第二區　仝　仝　引頭　久一
前小畑第一區　仝　仝　内田　武男
越ヶ濱第六區　仝　仝　秋本　繁一
鶴江第一區　仝　仝　岩見　光藏
濱崎町第二區　仝　仝　植山　市雄
大阪市東區寄留　仝　仝　平野　武夫
唐樋町區　原田　新一

左記の者は八月二十二日より二十一日間下關重砲兵聯隊へ同斷

唐樋町區　大正十年　后砲上　波多野孝熊
大屋區　仝　后砲一　有田　市郎

左記の者は八月二十七日より二十一日間歩兵第四十二聯隊へ同斷

大屋區　豫歩伍　吉岡　東作
中ノ倉第一區　昭和二年　補步二　烏田　幸正
濱崎新町第二區　仝　仝　後藤　虎治
江向第二區　仝　豫一看卒　樋口　重吉
濱崎町第一區　仝　仝　中村　甚一
大屋區　仝　仝　山根　義一
中津江區　仝　仝　佐藤　數馬
吉田町區　仝　豫補助看護卒　有井　市熊

左記の者は九月一日より二十一日間飛行第四聯隊へ同斷

北古萩町第二區　昭和二年豫航空一　竹内　靜信

左記の者は九月一日より二十一日間野砲兵第五聯隊へ同斷

上野區　后三主計　熊谷　四郎

左記の者は九月一日より二十一日間高射砲第一聯隊へ同斷

越ヶ濱第二區　昭和二年　豫砲一　木島　福一

左記の者は九月一日より二十一日間歩兵第十一聯隊へ同斷

椿町區　后三藥劑官　田中　忠介

左記の者は九月三日より十四日間歩兵第四十二聯隊へ同斷

濱崎町第一區　后歩少尉　林　直一
米屋町區　大正十年　后歩上　神村久太郎
青海區　仝　仝　伊藤　太一
山田第二區　仝　仝　田村　義熊
川島第二區　仝　仝　永安　恒一
大屋區　仝　仝　寺田　市熊
仝　仝　仝　赤木　五郎
東木間區　仝　仝　小埒　豐
香川津西區　仝　仝　中川　文藏
中ノ倉第二區　仝　仝　中家幸次郎
西木間區　仝　仝　中原幾太郎

左記の者は九月九日より二十一日間騎兵第五聯隊へ同斷

前小畑第二區　大正十年　后騎上　柴田　久一

左記の者は九月二十五日より十四日間歩兵第四十二聯隊へ同斷

土原第三區　后歩少尉　谷村　耕三
川島第二區　仝　平野　四郎
河添第二區　仝　室田　外雄
熊谷町區　仝　河村　宜介
土原第一區　仝　村上　敏憲
越ヶ濱第三區　大正十年　后歩上　横川　與十
玉江浦第一區　仝　后歩一　前田　喜一
北古萩町第二區　仝　仝　住吉屋毅一
玉江浦第二區　仝　仝　網屋　幾松
濱崎新町第一區　仝　仝　黒瀬　竹藏
川島第二區　仝　仝　厚東　秀信
中ノ倉第一區　大正十年　后歩一　大谷　龜
霧口區　仝　仝　片山　元一
南片河　仝　仝　田中　久一
南古萩町區　仝　仝　片山　留吉
御許町第一區　仝　仝　齋藤三十郎
無田ケ原區　仝　仝　福田百合馬
玉江浦第一區　仝　仝　木安　萬市
鶴江第一區　仝　仝　中野　友槌
越ヶ濱第五區　仝　仝　松尾富三郎
上五間町區　仝　仝　刀禰　德介
東濱崎町第一區　仝　仝　波多野政市
鶴江第一區　仝　仝　玉一　清藏
玉江浦第二區　仝　仝　森本五郎一

樽屋町　仝　仝　藤川　千一
今魚店町區　仝　仝　井町權十郎
上五間町區

左記の者は十月一日より十四日間飛行第四聯隊へ同斷

濱崎町區三區　大正十年　后航空上　廣　榮一

㊗軍人遺族記章令公布に就て

八月三日左記の通軍人遺族記章令を公布せらる該當の者は授與願書を提出せらるべし詳細は町役場兵事課に就て承知せられたい

勅令第二〇四號

軍人遺族記章令

第一條　左に揭ぐる軍人の遺族たる表章として軍人遺族記章を設く

一、戰地（之に準ずる事變地を含む以下之に同じ）に於て戰死したる軍人

二、戰地に於て傷痍を受け又は疾病に罹りたる軍人にして之が爲三年以內に死亡したる者

三、陸軍大臣又は海軍大臣に於て前二號に相當する者と認むる軍人

第二條　軍人遺族記章の制式及形狀附圖の如し（附圖を略す）

第三條　軍人遺族記章は第六條に規定する遺族の願出に依り陸軍大臣又は海軍大臣之を授與す

第四條　陸軍大臣又は海軍大臣軍人遺族記章を授與する場合には併せて軍人遺族記章授與證書を授與す

第五條　軍人遺族記章は之を右肋に佩用し其の佩用中は軍人遺族記章授與證書を携帶すべし

第六條　軍人遺族記章は第一條に規定する軍人の屬したる家を同一の家に在る寡婦、子、父、母、祖父、祖母、孫の範圍及順位に從ひ其一人に之を授與す

前項に規定する遺族なきときは第一條に規定する軍人の屬したる家と同一の家に在る兄、弟、姉、妹の中一人に其の年長の順序に從ひ之を授與す

軍人遺族記章授與の順位は第一項に規定する子又は孫二人以上ある場合に在りては年長の順序に從ひ父、母、祖父及祖母に在りては恩給法第七十三條第三項に規定する順位に從ひ之を定む

第七條　軍人遺族記章を授與せられたる者死亡し又は佩用する資格なきに至りたるときは前條に規定する授與の範圍及順位に從ひ之を繼承せしめ當該遺族なきに至りたるときは他の遺族に之を保管せしむ

第八條　第六條の規定に依り軍人遺族記章を授與せられたる者之を佩用せざるときは同條に規定する遺族間に限り之を佩用することを得

第九條　遺族禁錮以上の刑に處せられたる者なるときは軍人遺族記章を授與せらるべき資格之を繼承すべき資格及佩用すべき資格を有せず第一條に規定する軍人の屬したる家を去りたるときは其の間亦同じ

第十條　第七條の規定に依り軍人遺族記章を繼承せしむる場合に於ては軍人遺族記章授與證書を併せ繼承せしむ

第十一條　前各條に規定するもの、外軍人遺族記章及軍人遺族記章授與證書の授與、佩用繼承に關し必要なる事項は陸軍大臣及海軍大臣之を定む

附　則

本令は公布の日より之を施行す

陸軍省令第一號
海軍省令第一號

軍人遺族記章令施行規程

第一條　軍人遺族記章令第三條の規定に依り軍人遺族記章を授與せんとする者は軍人遺族記章授與願（樣式第一）に本籍の市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市及神戸市に在りては區長、市制町村制を施行せざる地に在りては之に準ずる者以下之に同じ）の奥書證印を受け戸籍抄本（軍人遺族記章令第六條に規定する範圍の者を記し其の戸籍抄本に記載なき者に在りては除籍抄本を附す）を添へ左の各號の區分に從ひ之を差出すべし

一、死亡したる軍人が陸軍に屬したる者なるときは直接陸軍省

二、死亡したる軍人が海軍に屬したるときは士官に在りては直接海軍省
特務士官以下に在りては元在籍の鎭守府經由海軍省

第二條　軍人遺族記章授與證書の樣式は樣式第二の如し

第三條　軍人遺族記章を受有する者死亡し又は佩用者は繼承するの資格なきに至りたるときは軍人遺族記章を繼承すべき順位の遺族より軍人遺族記章授與證書を添へ其の旨本籍の市町村長に届出づべし

市町村長前項の規定に依る届出を受けたるときは其の證書に繼承に關する所要の事項を記入の上證印し之を繼承すべき者に交付すべし

第四條　軍人遺族記章を繼承すべき遺族なきに至りたるときは戸主より軍人遺族記章授與證書を添へ其の旨本籍の市町村長に届出づべし

市町村長前項の規定に依る届出を受けたるときは軍人遺族記章授與證書に爾後繼承資格者なき旨を記入の上證印し届出者に之を交付し其の旨陸軍大臣又は海軍大臣（特務士官以下なるときは元在籍の鎭守府經由）に報告すべし

樣式第一（用紙半紙）

軍人遺族記章授與願

一、故人の身分　何兵第何聯（大）隊第何中隊
（第何艦隊何艦何部隊）
官等級（元官等級）位勳功氏名

二、故人の生年月日　年月日生

三、故人死亡の原因　「第何師團何隊（何艦隊何艦何部隊）に屬し何年何月何日何地に於て戰死す又は何師團何隊（何艦隊何艦何部隊）に屬し何年何月何日何地に於て負傷し何年何月何日何地に於て之が爲死亡す等と其の要旨を明記すべし」

四、軍人遺族記章を受くべき最先順位の遺族　本籍府縣郡市町村字番地
居住地府縣郡市町村字番地
故人との續柄

右の通に付軍人遺族記章授與相成度候也

年月日　府縣郡市町村字番地
故人との續柄　氏　名　印

陸（海）軍大臣爵氏名　殿

右「何某」は軍人遺族記章を受くべき資格を有する最光順位の遺族たることを證明す

年月日　　府縣郡市町村長　　氏名職印

其の他の樣式省畧

天地の平和ならざるを説き自覺を促す處ありたり

財政經濟

◉椿分會の班例會實施

在鄉軍人會椿分會第二第四班は八月上旬月例會を實施し簡閲點呼に關する事項及各種機關雜誌による研究を行ひ第三班會員全員は青壯年團員約八十名と合し八月十九日大屋公會堂に於て同地出身休暇歸省中の岡本歩兵大佐を請ひ「眞に日本人たるには」と題する詳細時餘に亘る最も有益なる講話を聽き平田分會長より隣邦の狀勢を視野の外にすべからずと極東の

◉縣稅賦課率及賦課定額改正

縣稅賦課規則中營業稅の賦課率又は賦課定額昭和六年度分に限り左の通改正せらる

追て本改正は營業收益稅と同一比率に基き各課目に渉り約一割一分輕減せられたり

記

昭和六年度賦課率又は賦課定額（制限内）

課目		
物品販賣業	賣上金額	千分五・三五　年稅　金四拾貳錢
	賣上金額百圓未滿の者は	千分ノ三・一二　年稅　金壹圓七拾八錢
無盡業	資本金額	千分ノ八・九二　年稅　金八拾九錢
	從業者壹人毎に	千分六・二五　年稅　金八拾九錢
金錢貸付業	運轉資本金額	
	運轉資本金額百圓未滿の者は	
物品貸付業	收入金額	
	收入金額貳百圓未滿の者は	

製造業	收入金額	千分の五・三五　年稅　金八拾九錢
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅　金七拾壹錢
	從業者壹人毎に	
	但し煮干鰯製造業は季節稅とす	
運送業	收入金額	千分の八・九二　年稅　金八拾九錢
	收入金額百圓未滿の者は	
倉庫業	建物賃貸價格	千分の五〇・八九　年稅　金壹圓七拾八錢
	從業者壹人毎に	年稅　金四拾四錢
	從業者の内職工勞役者壹人毎に	
請負業	請負金額	千分の四・四六　年稅　金八拾九錢
	請負金額貳百圓未滿の者は	
印刷業	收入金額	千分の六・二五　年稅　金八拾九錢
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅　金八拾九錢
	從業者壹人毎に	年稅　金八拾九錢
出版業	資本金額	千分の二・九四　年稅　金壹圓七拾八錢
	從業者壹人毎に	年稅　金四拾四錢
	從業者の内職工勞役者壹人毎に	
寫眞業	建物賃貸價格	千分の二六・七八　年稅　金八拾九錢
	收入金額	千分の六・二五　年稅　金八拾九錢
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅　金八拾九錢
	從業者壹人毎に	
席貸業	收入金額	千分の六・二五　年稅　金四拾四錢
	收入金額百圓未滿の者は	
旅人宿業	收入金額	千分の六・二五　年稅　金八拾九錢
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅　金八拾九錢
	從業者壹人毎に	
料理店業	收入金額	千分の七・一四

周旋業	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅	金八拾九錢
代理業	報償金額	千分の二六・七八	
代立業	報償金額五拾圓未滿の者は	年稅	金八拾九錢
問屋業			
運河業	資本金額 七千貳百八拾六圓以下なるとき	千分の三・一二	
棧橋業	資本金額 七千貳百八拾六圓を超ゆるとき 七千貳百八拾六圓以下の金額	千分の三・一二	
船舶碇繫場業	資本金額 七千貳百八拾六圓を超ゆるとき 七千貳百八拾六圓を超ゆる金額	千分の三・五	
貨物陸揚場業	從業者壹人毎に	年稅	金壹圓七拾八錢
	從業者の內職工勞役者壹人毎に	年稅	金四拾四錢
兩替業	收入金額 貳千八百圓以下なるとき	千分の八・九二	
	收入金額 貳千八百圓を超ゆるとき 貳千八百圓以下の金額	千分の八・九二	
	收入金額百圓未滿の者は	年稅	金八拾九錢
湯屋業	溫泉		
	收入金額 貳千八百圓以下なるとき	千分の八・九二	
	收入金額 貳千八百圓を超ゆるとき 貳千八百圓以下の金額	千分の八・九二	
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅	金壹圓七拾八錢
洗湯、藥湯、潮湯、蒸氣浴、鑛泉浴の類	其の他		
	收入金額 四千圓以下なるとき	千分の六・二五	
	收入金額 四千圓を超ゆるとき 四千圓以下の金額	千分の六・二五	
	收入金額貳百圓未滿の者は	年稅	金八拾九錢

理髮業	收入金額 貳千圓以下なるとき	千分の六・二五	
	收入金額 貳千圓を超ゆるとき 貳千圓以下の金額	千分の六・二五	
	收入金額百圓未滿の者は	千分の七	
	從業者壹人毎に	年稅	金四拾四錢
		年稅	金八拾九錢
遊技場業	常設一箇所 玉突臺を併置するものは壹臺に付年稅金拾參圓參拾九錢を增課し玉突臺のみのものは玉突臺の稅額のみを課す 但し年稅額貳拾五圓を起ゆるものに對しては其の超過額の二十五分の三を加ふ	年稅	金七圓五拾錢
	臨時 一箇所	日稅	金四拾九錢
遊覽所業	一等地 下關市、宇部市	日稅	最高見料 壹人分の十七倍八五
	二等地 山口市、德山町	日稅	最高見料 壹人分の十六倍九六
	三等地 一、二等地外の町村	日稅	最高見料 壹人分の十六倍〇七
	最高見料一人分とは木戶錢、場席料（棧敷、入込其の他名稱の何たるを問はず）を合し一人分の最高額を謂ふ下足保管料敷物貸料は收得者の何人たるを問はず見料に合算す區劃を設けて場席料を定むるものは尺積六坪分を以て一人分とす		
	藝妓 一等地 下關市大字赤間町、稻荷町、裏町、西の端町	藝妓一人に付 月稅	金八圓七拾五錢
	二等地 玖珂郡岩國町、柳井町、都濃郡德山町、下松町、佐波郡防府町、山口市、厚狹郡小野田町、阿武郡萩町、下關市大字豐前田町、宇部市	藝妓一人に付 月稅	金六圓七拾五錢
	三等地 大島郡久賀町、吉敷郡小郡町、厚狹郡船木町、厚狹町、下關市大字竹崎町、新地町、今浦町		

四等地	一、二、三等地外の町村	藝妓一人に付 月稅	金五圓七拾五錢
藝妓置屋業	年齡十四歲未滿五十歲以上の者は各本稅の半額を課す		
抱主な藝妓及酌婦を包含す	藝妓一人に付 月稅		金參圓七拾五錢
	酌婦（料理屋、貸座敷、待合茶屋、芝居茶屋、貸席、飲食店、遊船宿に於て音曲を弄せずして客席に待し酌取を爲す者及仲居と稱する者を謂ふ）		
	一等地 下關市	酌婦一人に付 月稅	金七拾壹錢
	二等地 玖珂郡岩國町、柳井町、都濃郡德山町、下松町、佐波郡防府町、山口市、厚狹郡小野田、厚狹町、豐浦郡彥島町、阿武郡萩町、宇部市	酌婦一人に付 月稅	金五拾參錢
	三等地 一、二等地外の町村	酌婦一人に付 月稅	金參拾五錢
	年齡十四歲未滿の者は各本稅の半額を課す但し月稅額貳圓八錢を超ゆるものに對しては其の超過額の二十五分の三を加ふ		

北木間區、山田第一區、小原區

◉昭和六年七月分納稅成績

七月分の納稅は所得稅、同附加縣稅及び特別稅戶數割の三種にして完納したるもの左記二十區なり

土原第一區、土原第二區、江向第一區、河添第一區、仝第二區、堀内第一區、仝第二區、濱崎新町第一區、濱崎町第三區、霧口區、沖原區、大屋區河内區、笠屋區、雜式町區、青海區、西木間區、

◉自轉車鑑札を無効と爲したるもの

八月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
乙三前輪二一一〇	紛失	今魚店町區	中尾 孫一
同 一一一九	同	平安古町第一區	來島 安雄

土木交通

◉省營バスに關する狀況

◎八月四日林町長は上水道問題省營バス問題の爲上京八月九日歸廳

◎八月十日午後三時山口市より自動車にて管鐵道省事務官一行來萩、關係市町村長と共に協議會開催一行は午後五時豐浦郡へ向け出發せり

◎八月十七日町會の席上に於て林町長より本省に於ける上水道國庫補助に關する狀況並鐵道省直營に係る省營バスの經過に關し報告せり

◎八月二十二日林町長は省營バスに關し關係市町村長と共に門司鐵道局に出頭速成方を具陳し即日歸廳

◎八月二十六日大槻門司鐵道局長一行は須佐町より來萩翌二十七日新川引込線の豫定地を視察し次で省營バス道路視察の爲自動車に依り山口市に向け出發せり

◉新川道路改築工事著手

町村道松本長添線萩町大字椿東字新川地内に於ける道路改築工事は新川港海面埋立工事と直接關係を有する爲埋立工事請負人植中孝一と請負契約を締結し八月三十一日付工事に著手することゝせり

◉東木間道路改築工事竣功

萩町東木間區内女屋敷より雜座を經て野戸呂に通ずる道路改築工事は八月十五日竣功せり因に同改修の延長は一千六百六拾五間幅員一間半にして工事總額金四千四百圓を要し同地方の交通上稗益する所尠らず

社會事象

◉八月中萩町窮民恤救狀況

區名	性別	八月中	七月末	計
川島第三區	女	—	一	一人
土原第一區	女	—	二	二
江向第一區	女	—	一	一
平安古町第一區	男	—	一	一
	女	—	二	二
堀内第一區	男	—	三	三
	女	—	一	一
堀内第二區	女	—	一	一
樽屋町區	男	—	三	三
	女	—	二	二
惠美須町區	男	—	一	一
濱崎新町第二區	男	—	一	一
	女	—	一	一
濱崎町第二區	男	—	一	一
中ノ倉第二區	男	—	一	一
無田ヶ原區	女	—	一	一
前小畑第二區	男	—	一	一
	女	—	一	一
小畑浦第一區	女	—	二	二
小畑浦第二區	女	—	一	一
越ヶ濱第一區	女	—	一	一
越ヶ濱第四區	男	—	一	一
越ヶ濱第五區	男	—	一	一
	女	—	一	一
金谷區	女	—	一	一
雜式町區	女	—	一	一
山田第二區	女	—	一	一
玉江第三區	女	—	一	一
倉江區	男	—	一	一
	女	—	二	二
町立救護所内	男	—	一	一
	女	—	一	一
合計	男	二	一六	一八
	女	二	二五	二七

◉八月中濟生會救療患者狀況

區名	性別	八月中	七月末	廢止	計
香川津東區	男	—	—	—	一

土原第一區	女	—	一	—	一
椎原區	女	—	一（輕快）	—	一
倉江區	男	—	一	—	一
平安古第三區	女	—	一	—	一
玉江浦第一區	男	—	—（死亡）	一	一
鶴江第一區	女	—	一	—	一
合計	男	一	一	一	二
	女	二	二	—	三

計 七六一人

◉公人及私人

□ 蠟山法學博士は明倫小學校に於ける本縣主催公民教育講習會講師として八月一日來萩

□ 勸業銀行山口支店行員三十二名は史蹟見學の爲八月二日來萩

□ 石川文部省囑託は心學日章舍幷萩地方特有の寺小屋教科書等調査の爲八月三日來萩

□ 渡邊農林省農林技師は史蹟見學の爲八月三日來萩

□ 藤谷本縣屬は公設質屋に關する懇談會に出席の爲八月四日來萩

□ 福賀村青年訓練所生徒三十一名は史蹟見學の爲八月

◉長門峽入峽者調

本年七月中長門峽入峽者人員左の如し

引返し人員	三〇三人	萩町下り人員	三六八人

種別	性別	八月中	七月末	計	身柄處置方法
行旅病死人	男	一	—	一	身柄引取人なき爲本町に於て假埋葬に附す
計	男	一	—	一	

七日來萩

□熊谷大日本聯合青年團主事は史蹟見學の爲八月七日來萩

□小野山口市助役は省營バス協議會列席の爲八月十日來萩

□渡邊文學博士は墓參の爲歸萩八月十一日町衙を訪問

□青木陸軍中佐は第四十四聯隊へ轉任に付八月十一日町衙訪問翌十二日出發

□柳屋陸軍大尉は縣立萩中學校服務に任命八月十二日町衙を訪問

□姉崎文學博士は岩田山口高等學校長と共に史蹟見學の爲八月十一日來萩翌十二日萩高等女學校に於ける郡教育會講習會に臨席一場の講演を爲し松江市に向け出發

□山田楊之助氏はブラジル事情に付講演の爲八月十三日來萩

□藤島陸軍歩兵少佐は簡簡點呼執行の爲八月十七日來萩

□藤田陸軍中將は八月十三日歸萩土原區に居住せらる

□福岡日々新聞社視察團員百二十一名は史蹟見學の爲八月十八日來萩

□黒田文部省屬は藤田本縣屬と共に萩商業學校及椿東小學校の奉安殿並御影奉護方法視察の爲八月二十一日來萩

□山崎本縣衞生課長は堀内病院屠場其の他の衞生狀態視察の爲八月二十二日來萩

□大槻門司鐵道局長は管内巡視の爲八月二十七日來萩

島根縣内務部長外五名は史蹟見學の爲八月卅日來萩

衞生

◉八月中死亡者埋火葬別

		八月中	七月迄	計
火葬	男	二三八	一一五八	一三八八
	女	一一六	一一三一	一四七
	計	三九	二四六	二八五
埋葬	男	六	六九	七五
	女	一一	六八	七九
	計	一七	一三七	一五四

◉八月中傳染病患者の狀況

病名	八月中	七月迄	内死亡者累計	患者累計
ヂフテリヤ	三人	一人	二人	四人
疫痢	二	六	六	八
腸チブス	六	四	一	一〇
パラチブス	一	—	—	一
赤痢	三	一	—	四
疑似赤痢	一	三	—	一
計	一四	一七	九	三一

◉八月中死亡者病類別

類別	八月中	七月迄	合計
腸チブス疫痢其他地方病	四人	五人	九人
感冒	—	一三	一三
結核性	六	五六	六二
癌及惡性腫腸	三	二四	二七
腦膜炎	三	一三	一六
腦出血及腦軟化	六	二五	三一
心臟の器質的疾患	二	三二	三四
急性氣管支炎	—	三	三
慢性氣管支炎	一	八	九
肺炎及氣管支炎	一	三四	三五
其の他呼吸器病(肋膜炎)	二	一三	一五
胃の疾患	二	一一	一三
下痢及腸炎	二	七	九

脫腸及腸管閉塞	一	一	一
産褥熱	一	一	一
萎縮腎	二	六	八
腎臟炎	二	七	九
先天性弱質及乳兒固有の疾患	五	三七	四二
老衰	二	五〇	五二
外因死	三	六	九
其の他の疾患	一〇	三一	四一
計	五六	三八三	四三九

◉衛生講話

八月二十八日午後三時より菅原神社に於て山田第一二區衛生組合主催に係る衛生講話を開催、大橋醫師は傳染病の種類、早期發見、應急手當法及食餌寄生蟲驅除に關し、河野萩町書記は萩町一般衛生事務及町當局より傳染病豫防に關する希望等に付講話せり戸主主婦共多數參會午後六時盛會裡に閉會したり

◉各種試驗施行

◎産婆試驗　八月十一日山口縣告示第五十三號を以て左の通昭和六年第二回産婆試驗を施行の件公示

一、願書提出期限　昭和六年九月三十日迄

一、試驗期日　學說試驗同年十月二十三日午前九時より

實地試驗　同年二月二日午前九時より

一、試驗場所　山口縣廳

◎看護婦試驗　八月十一日山口縣告示第五百五十四號を以て左の通り昭和六年第二回看護婦試驗を施行の件公示

一、願書提出期限　昭和六年九月三十日迄

一、試驗期日　學說試驗同年十月十九日午前九時より

實地試驗　同年十月廿日午前九時より

一、試驗の場所　山口縣廳

◎鍼術灸術按摩術マッサージ術試驗　八月十一日山口縣告示第五百五十五號を以て左の通昭和六年第二回鍼術灸術接摩術マッサージ術試驗を施行の件公示

一、願書提出期限　昭和六年九月三十日迄

一、試驗期日　學說試驗同年十一月九日午前九時より

實地試驗　同年二月十日午前九時より

一、試驗場所　山口縣廳

◎理髮試驗　八月十一日山口縣告示第五百五十六號を以て左の通昭和六年第二回理髮試驗を施行の件公示

一、願書提出期限　昭和六年九月三十日迄

一、試驗期日　同年十一月五日午前九時より

一、試驗場所　山口縣廳

◎藥種商製藥者試驗　八月十一日山口縣告示第五百五十七號を以て左の通昭和六年第二回藥種商製藥者試驗を施行の件公示

一、願書提出期限　昭和六年九月三十日迄

一、試驗期日　同年十月二十日午前九時より

一、試驗場所　山口縣廳

◎毒物劇物營業免許試驗

八月十一日山口縣告示第五百五十八號を以て昭和六年九月三十日迄の毒物劇物營業免許出願者に對し左の通試驗施行の件公示

一、試驗期日　昭和六年十月二十日午前九時より

一、試驗場所　山口縣廳

以上各種試驗の志願者心得は八月十一日本縣報に登載に付參照せらるべし

◎「腸チブス」「赤痢」もこれから

本年は今日までの現在に於て傳染病患者の數が著しく減少し十數年來嘗て視ざる底の現象を呈してゐることは全く平素に於ける保健衛生上注意の行屆いてゐる結果なりとして悅んでゐる次第でありますが追々時候が涼しくなるにつれて何時多數の患者が發生せぬとも限らないのですから今の內より一層用心を重ねられ此の成績を持續し得る樣お互に心掛けることゝ致しませう

それに付いては大体左記事項を是非とも守ることに致して下さい

◇寢冷をして感冒に罹らぬこと

◇暴飮暴食や夜更をして胃腸を損せぬこと

◇生水は絶對に飲まぬこと
◇飲食物には蠅除け又は清潔な白布を掛けること、新聞紙や廣告紙の如き消毒の不完全なものを使用せぬこと
◇長時間水泳をせぬこと
◇便所、流し元、臺所、下水溜は常に清潔に爲し置くこと
◇井戸には時々「クロールカルキ」「晒粉」を投入すること
◇身体に異狀あるときは速やかに醫師に診察を乞ふこと
◇「腸チブス」「赤痢」「疫痢」「パラチブス」等は總て胃腸の如き消化器の機能が弱つてゐるとき其の病菌が主として飲食物や病毒に汚された手や指の媒介に依り人々の口から入込むものである
◇健康第一……それに付ては前述べた事項を悉く守ることゝ致しませう

人事

◉萩町の人口動態

	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
昭和六年八月中	五〇	四	八二	七二	六
一月以降累計	四三七	四三	八五五	六〇九	四〇

◉八月中出生届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區名	戸主との續柄	氏名	出生年月日
北古萩町	利治四男	大藤 芳昭	和六年七月廿六日
玉江浦	傳吉七男	坂本 登	同七月二十八日
江向	信吉孫	周布 俊男	同七月廿六日
沖原	伊平治二男	中村 正路	同二十日
土原	良正四女○山縣	篁子	同廿六日
倉江	槌五郎二男	戎屋 照雄	同廿五日
堀内	伊兵衛養子	藤屋 夏子	同八月二日
鶴江	末吉五男	岩崎 忠	同七月廿四日
目代	吉藏孫	溝部 義明	同廿五日

上野	賴三孫	熊谷 和子	同	廿八日
土原	芳麿六女	馬來 照子	同	廿二日
河添	暢三男	江川 博通	同	廿八日
堀内	祐夏孫	李家 利子	同	四日
濱崎町	利吉四女	石川 隆子	同	廿七日
平安古町	喜九甥	高村 茂	同	
香川津	重吉孫○	香川トキ子	同	
同	正彦二女○	岡 和華子	同	廿九日
東田町	忠三郎孫	村上 昌江	同	八月一日
香川津	政一庶子女○	中原 花子	同	七月廿八日
米屋町	万一三女	溝部 良枝	同	三十日
同	万一長男	溝部光之進	同	
古萩町	與七孫	山中ユリ子	同	八月一日
西田町	助一五男	久村 美樹	同	七月廿一日
川島	友吉孫	西島 重子	同	廿八日
越ヶ濱	簑松長女	末武 久代	同	
下五間町	市藏長女	辻屋ヨネ子	同	廿九日
平安古町	利衛二女	泉谷 恭子	同	卅一日
御許町	サム孫	藤原 進	同	廿七日
江向	讓甥	室田 邦夫	同	廿一日
上五間町	源吉從姪	河野 博	同	三十日
香川津	留吉孫○	中屋マツヨ	同	十四日
鶴江	與右衛門長男	村木佳夫	同	廿九日
瓦町	清治甥	西合 芳明	同	三十日
同	清治姪	西合美代子	同	
玉江浦	熊吉五男	埜村 芳治	同	八月五日
土原	勘二長女	三好芙沙枝	同	七月卅一日
古萩町	マス孫	大草 忠雄	同	八月一日
江向	米藏姪	水津富士子	同	廿八日
中津江	喜作甥○	西村 昇	同	卅一日
無田ケ原	秀吉孫	松本 秀夫	同	
浦小畑	ッル孫	中村 友和	同	二月七日
土原	政吉四女	伊藤 寛江	同	八月九日
濱崎町	喜作三男	井町 信義	同	四日
河添	米一長男	高杉 誠	同	十二日
江向	熊之亟曾孫	井原 力	同	八日
熊谷町	市三郎孫	吉本 節江	同	三日
熊谷町	壽熊孫	富川ヒサ子	同	十日
河添	米槌長女	長富 清子	同	六日
大谷	百助五女	吉岡 淳子	同	七月十八日

雜式町　利雄二女　林　久美子　同　十二日
前小畑　ツシ孫　松浦　ッウ　同　十四日
濱崎新町　谷松五男　長岡　和男　同　五日
濱崎町　岩松孫　廣瀬岩次郎　同　七日
堀内　義雄二女○荒川　治江　同　五日
河添　壽太郎長女　高原　芳江　同　八日
越ヶ濱　音松孫　濱本惠美子　同　九日
後小畑　金熊三男　波多野篤男　同　十三日
越ヶ濱　傳一四女　上村喜久子　同　四日
香川津　林三郎孫○高橋　義弘　同　九日
笠屋　太郎兵簡七男　平野和博　同七月三十一日
玉江浦　龜吉三女　三好ハナ子　同　八月十八日
霧口　小五郎孫　立野　靖二　同　九日
鶴江　アサ孫　伊藤　利助　同　十日
東田町　要藏　同　藤井　昌俊　同　八日
金谷　長介三女　石川　虹子　同　十四日
松本市　秀雄長女　池村ヤス子　同　十七日
堀内　八五郎孫　櫻井　健司　同　十六日
惠美須町　恒太郎孫　上利　京子　同　十七日
松本市　松若二女　金子　泰子　同　十一日
古萩町　新熊四男　三浦　光利　同　十八日

倉江　達雄長女　山下　泰子　同　十七日
鶴江　彌七三女　村木ツル子　同　十五日
今古萩　甲作孫　茅原チヨ子　同　六月廿六日
橋本町　甚吉孫　永野　英樹　同　十二日
濱崎町　多平孫　中本　勇雄　同四年七月廿七日
玉江　初二郎孫　中村　初一　同六年八月廿一日
木間　太郎四男　阿部　末男　同　廿五日
松本市　秀一長男　松村　太一　同　十一日
塩屋町　政次郎三男　平岡　安雄　同　十四日
中津江　長槌孫　中村　愛子　同　二十日
南古萩町　留藏二男　番屋　忠雄　同　廿三日
目代　初治郎孫　原田　君代　同　十八日
川島　知一三女　藤井　久子　同　十七日
江向　成一孫　能美多摩子　同　十七日
同　音松孫　樋口　光代　同　二十日
平安古町　一四女　河村　文子　同　十六日
霧口　幾藏孫　幸坂　幾助　同　十七日
目代　萬槌二男　小田　毅　同　十六日
江向　操一三女　高州　道子　同　十二日
濱崎新町　清欠郎孫　松浦　雅子　同　廿四日

小原吉藏孫　杉山喜代槌　同　二十日

◉八月中死亡届出の者

○印は萩町に本籍なき者

區名	戸主との續柄	氏名	死亡年月日
土原	清一二女	杉山　典子	昭和六年七月二九日
木部	貞一五女	宗村　正子	同　卅一日
米屋町	源次長男	金子　隆助	同　卅一日
香川津	智叔父作太三女○岩谷春枝		同　八月一日
玉江浦	三造四女	小橋千代子	同　二日
濱崎	敏一叔母	守永　マツ	同
今魚店町	竹松長男	中村　賢一	同
濱崎新町	昌業姉	井町　榮	同　三日
堀内	伊兵衛孫	藤屋・夏子	同　三日
前小畑	甚右衛門孫	田中美佐子	同
濱崎町	戸主	增野　德一	同　七月三十日
北片河町	亡久吉弟	村橋　利八	同
倉江	菊一妻	岡　イチ	同　八月四日
鶴江	市介三女	川西トシエ	同
山田	久一母	山下　タケ	同
木間	義男妹	西村　澄枝	同
鶴江	幸助祖母	藤山　サカ	同　五日
無田ヶ原	安五郎六女	平尾スミコ	同
濱崎町	宇三郎妻	齋藤　キク	同　三日
江向	戸主	金子七五郎	同　七月十五日
王江	修妹	佐々木節子	同　八月六日
土原	金平孫	仁保　勝次	同　七月卅一日
濱崎新町	亡高松母	牧野　キク	同　八月七日
東濱崎町	戸主	宮原利三郎	同　十日
平安古町	戸主	來島　安雄	同　九日
香川津	留吉孫○中屋マツヨ		同　八日
椎原	戸主	中村　春三	同　十日
江向	勘助母	有吉　ヒサ	同
青海	梅藏三男○河本	佐平	同
無田ヶ原	熊一甥	木村　幸吉	同　七月廿二日
熊谷町	戸主○末光梅次郎		同　八月十二日
椿町	吉嗣養子	中村キミ子	同　七月廿五日
玉江	豐作長男	前田　吉久	同　八月七日

川島	政平	弟	松井安廣	同 十三日
西田町	一松	姪	坂本ヨシ子	同 十四日
米屋町	亡敎三	妻	内田ツル	同
山田戸	圭		山崎傳兵衛	同 十三日
沖原戸	圭		田村歳藏	同 十六日
後小畑	文藏五	男	西村春亮	同 十五日
玉江浦	万一	孫	福永一嘉	同
川島	良一	父	河村金槌	同 十七日
濱崎新町	簑藏長	男	福田靖	同
玉江浦	市松	甥	中本忠二	同 十日
東濱崎町	源藏長	男	細田正	同 十八日
堀内戸	圭		村木治郎	同
玉江浦	龜吉三	女	三好ハナ子	同 十九日
玉江	勘藏二	女	松野ユキ	同 十五日
南片河町	戸	圭	大賀初三郎	同 十六日
平安古町	戸	圭	田中菊松	同 二十日
香川津	時行二	男	松浦晴雄	同 十一日
金谷戸	圭		高州巢鷹	同 廿二日
川島	三郎祖	母	諫早ヒデ	同 二十日
玉江	恒海	孫	光成淳	同 廿二日
越ヶ濱戸	圭		木村庄一	同 十九日
濱崎町	時雄	妻	松原喜代	同 十七日
北古萩町	雪藏弟	妻	松原アキ	同 十七日
大谷	鐵治長	女	赤木治惠	同 廿二日
土原	元三郎	弟	中村五郎	同 廿一日
香川津	清太郎二	男	岡崎虎熊	同 十二日
濱崎町	昌	母	長谷川マサ	同 廿六日
倉江戸	圭		岡菊一	同 廿五日
目代	貞槌三	女	三戸スミコ	同
川屋敷戸	圭○		高倉貞吉	同
上野戸	圭		内山マツ	同 廿六日
河添戸	圭		中田ユキ	同 廿二日
木間戸	圭		西村リヨ	同 廿六日
江向戸	圭		瀬川克三	同 廿二日
浦小畑戸	圭		山本留次	同 四日
上五間町	友太郎	孫	金子サチエ	同 廿八日
越ヶ濱	關藏	妻	末武アキ	同 廿七日
川島	直一二	女	西村信子	同 七日
浦小畑戸	圭		岡清一	同 一月十日
鶴江戸	圭		田原フミ	同 八月廿八日

無田ヶ原	吉五郎	孫	高杉フミ子	同 廿九日
倉江戸	圭		藤井音松	同 卅一日
土原萬藏	孫		田中緣	同 廿八日
御許町	義彦	妹	守田由喜子	同 廿九日

◉八月中出入寄留者數統計

	男	女	計	一月以降累計
出寄留	一七人	二三人	四〇人	五三一人
退去	五	七	一二	一六三
計	二二	三〇	五二	六九四
入寄留	四一	四五	八六	七七三
復歸	五	四	九	七八
計	四六	四九	九五	八五一

◉八月中出寄留及退去屆出の者

○印は退去者

區名	戸主との續柄	氏名	出寄留又は退去年月日
北古萩町	戸主	竹内誠治	昭和六年七月二十日
仝	母	仝シヲ	仝
平安古町	巖弟妻	清水靜子	仝 十五日
無田ヶ原	虎一六女	黒川雪枝	仝 廿七日
堀内	嘉助四男	堀尾留吉	仝
御許町	治郎一養子	山本才二	仝 三十日
仝	長女	仝繁子	仝
仝	孫	仝浩子	仝
玉江	作槌孫	窪田堯子	仝 廿七日
香川津	市太郎婦	植村ヤスヱ	仝 八月一日
仝	孫	仝百門	仝
仝	仝	門平	仝
濱崎町	惣七姪	岡富美江	仝 七月二十日
玉江浦	熊一弟	河村太郎	仝 廿九日
濁淵戸	圭○	阿武朝次	仝 卅一日
仝	妻	○仝キク	仝
仝	長女	○仝松子	仝
濱崎新町	戸主	油屋實	仝 八月七日
土原	芳麿六女	馬來照子	仝 七月廿二日
後小畑	吉松二女	中村八重子	仝 廿日

無田ヶ原　秀吉孫　松本　秀夫　仝　八月十日
西田町　戸主　北村　貞子　仝　七月二十日
仝　祖母　仝　てい　仝
大屋　百助五女　吉岡　淳子　仝　三十日
瓦町　清治弟　西合　榮次　仝　八月八日
仝　甥　仝　芳明　仝
仝　姪　仝　美代子　仝
船津　亡猪之助　○五味　春雄　仝　十五日
仝　庶子男　忠治　姉○西　ナミ　仝
大屋　太郎兵衛七男　平郎　和博　仝
東田町　純二女　長宗　綠　仝　十三日
前小畑　ミヨ私生子　宮内アサコ　仝　十五日
仝　孫　仝　方子　仝
仝　仝　楊子　仝
仝　仝　泰子　仝
江向戸　主　三輪辰之助　仝　七月廿八日
仝　庶子男　仝　利秋　仝
松本市戸主　松村　秀一　仝　八月廿四日
仝　長男　仝　太一　仝
江向藤一父　倉田　良吉　仝　十五日

御許町　百太郎妻ノ祖母　大賀ウメ　仝　十九日
玉江浦　百合馬二女　板谷富美代　仝　六日
川島　知一三女　藤井　久子　仝　廿五日
河添戸　主○青木　博　仝　十四日
仝　妻　○仝　靜　仝
仝　長　男○仝　茂長　仝
仝　二　女○仝　田鶴子　仝
仝　三　女○仝　登喜子　仝
仝　長　女○仝　ユミ　仝
濱崎町　甚一孫○中村　一　仝　廿六日
玉江浦　周祐長男　粟屋　靜夫　仝
川島　恭輔五女　河村　恭子　仝　二十日

◉八月中入寄留及復歸屆出の者

○印は復歸の者△印は町內轉寄留の者

區名	世帶主との續柄	氏名	入寄留又は復歸の年月日
北片河町	世帶主	渡邊　勝利	昭和六年七月三十日
仝	妻	仝　千代子	仝
土原	宗十妻	宮崎ミネコ	仝　八月一日

仝　長女　仝　克子　仝
仝　長男　仝　茂　仝
仝　二女　仝　己美子　仝
仝　二男　仝　潔　仝
吳服町二丁目　世帶主　八道　福一　仝　六日
仝　母　△仝　ウメ　仝
土原　世帶主△藤田　清一　仝　七月廿五日
仝　妻　△仝　イワ　仝
堀内　世帶主△今村　ミノ　仝　八月一日
仝　孫　△仝　幸一　仝
平安古町　世帶主　瀧　主水　仝
仝　妻　仝　雪子　仝
仝　二男　仝　得一　仝
仝　四男　仝　昇　仝
船津　世帶主　岡　正彥　仝
仝　妻　仝　和子　仝
仝　長女　仝　怜子　仝
河添　世帶主△寺島　敏三　仝
仝　妻　△仝　トシ　仝

仝　長男△仝　直太郎　仝
仝　二男△仝　忠三郎　仝
仝　長女△仝　和子　仝
仝　二女△仝　政子　仝
堀内　世帶主△荒川　義雄　仝
仝　妻　仝　土子　仝
仝　長女　仝　菊代　仝
仝　二女　仝　治江　仝
細工町　世帶主　藤村　忠三　仝　廿四日
仝　妻　仝　ツネ　仝
椎原　世帶主△高田　盛穗　仝　十八日
玉江　緣故者△柴田　常一　仝　十日
土原　世帶主○藤田　鴻輔　仝　十五日
仝　妻　○仝　ナカ　仝
仝　二男○仝　次郎　仝
仝　二女○仝　美子　仝
仝　三女○仝　光子　仝
仝　四男○仝　日出夫　仝
仝　四女○仝　梅子　仝
仝　五男○仝　五郎　仝

東濱崎町　藤田ミチ　縁故者　部坂キクヱ　仝　廿一日
土原　今井留熊甥　時雅之　仝　廿五日
松本市　世帶主　中村熊一　仝
仝　妻　クリ　仝
仝　長女　千枝子　仝
仝　二女　定子　仝
仝　長男　初定　仝
香川津　世帶主　松本優哲　仝
仝　妻　久子　仝
江向　世帶主　川畑ヒデ　仝　九日
仝　姪　初子　仝
仝　二男　芳也　仝
東田町　世帶主　松尾軍兵　仝　廿六日
仝　妻　幸子　仝
仝　長男　溫　仝
濱崎町　世帶主　濱岡敬輔　仝　十八日
仝　妻　キミ　仝
仝　長女　アサヱ　仝
仝　長男　義雄　仝
仝　二男　昭雄　仝

平安古町　世帶主　田口惣五郎　仝　廿八日
仝　長女　茂子　仝
仝　二女　房枝　仝
仝　縁故者　岡村ミサホ　仝
今古萩町　世帶主　瀨上辨七　仝
仝　庶子男　肇　仝
仝　妻　アガタ　仝
仝　二男　進　仝
無田ヶ原　大村武一甥　角一郎　仝　廿五日
西田町　山崎次郎姪　鹽田節子　仝　卅一日
橋本町　福永治助甥　天川政春　仝　三十日
江向　世帶主　森重種一　仝
仝　妻　サッ　仝
仝　母　キク　仝
平安古町　世帶主△柳屋良輔　仝　十九日
仝　妻　△仝　ミチコ　仝
仝　二女△仝　京子　仝
川島　金子祐一縁故者　吉村清一　仝　二十日
仝　縁故者　仝　義信　仝
河添　世帶主　藤井照男　仝　廿五日

仝　妹　仝　弘子　仝
上五間町　質市母　原ナカ　仝　十日
仝　三女　仝　美惠子　仝
香川津　世帶主　中原政一　仝　一日
仝　庶子女　仝　花子　仝
仝　縁故者△佐伯キミ　仝
仝　△仝　ミツヱ　仝
堀内　世帶主△飯田トキ　仝
江向　明治二男〇大橋庶治　仝　七月十八日
大屋　世帶主△來島一熊　仝　廿三日
仝　妻　△仝　隅子　仝
仝　長男△仝　利彥　仝

◉受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和六年八月中

罪名	萩町に現住する者 人員	萩町に現住せざる者	計	一月以降の累計	前年一月以降八月迄の累計
賭博					一
詐欺横領	一		一	二	一
窃盜				三	一
機船底曳網漁業取締規則違反	四		四	四	一
通貨及證券模造					
取締法違反					
飲食物防腐劑取締規則違反				一	
住居侵入窃盜				二四	一四
傷害	一		一	一	六
殺人				〇	二三
失火				一	三
阿片煙販賣					
度量衡法違反					
賣藥法違反					
暴力行爲等處罰違反					
自動車取締令違反					
議員選擧法違反					
印紙稅法違反					
漁業法違反					

	八	三	一一	七六	九一	二
業務上過失致死	一	一	一	一	一	一
森林法違反	一	一	一	一	一	一
船員法違反	一	一	一	一	一	一
結核豫防法違反	一	一	一	一	一	一
差押標示損壞	一	一	一	一	一	一
山口縣警察犯處罰令違反	一	一	一	一	一	一
地方競馬規則違反	一	一	一	一	一	一
牛乳營業取締規則違反	一	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一	一

雜事

◎八月中萩町日誌

（本月報登載外のもの）

一日　鄉社住吉神社例祭に付林町長參向

本日より三日間明倫小學校に於て本縣主催公民教育講習會開催

本日より三日間萩商業學校に於て小學校教員の爲にする產業組合講習會開催

四日　林町長は上水道布設の件に關し上京

町衙に於て公益質屋設置に關する懇談會開催

七日　菊ケ濱に於ける水泳講習會閉會式擧行に付宮崎助役列席

八日　廳舍內外の大掃除執行

九日　上京中の林町長歸廳、

志都岐公園內に於ける林間學校閉校式擧行に付宮崎助役列席

十一日　課長會議開催

十三日　公會堂に於て防長海外協會主催のブラジル事情宣傳活動寫眞會開催

十四日　萩魚市場素倉上棟式擧行に付宮崎助役列席

十七日　藤田陸軍中將歸萩に付町衙に林町長訪問

十八日　林町長は省營バス問題に付出山卽日歸廳

玉江浦青年團總會開催

二十日　上五間町東濱崎町濱崎新町濱崎町の各區長は公設質屋設置方に付宮崎助役に面陳

二十二日　林町長は省營バス問題に付關係町村長と共に門司鐵道局に出頭卽日歸廳

二十四日　日英丸臨時入港に付林町長船長を訪問

二十六日　積善、萩信用兩組合合併協議會を町衙に開催

二十九日　縣廳に於て徵兵抽籤執行に付宮崎助役出山

三十日　林町長は關係課員を從へ笠山に於ける摘自生北限地の現況を視察

◎冷浴溫浴と皮膚の關係

◆冷浴は皮膚を強め溫浴は疲勞を醫す

水がわれ〳〵の身体に外的方面からおよぼす影響は主として身體表面の不潔物を除去することである、皮膚は面積が廣く觸感體溫調節および新陳代謝などの作用を營むものであるから皮膚は十分健全でなければならない、而してその健全はこれを清潔にすることによつて達せられるものであつて沐浴はその最も普通に用ゐられる手段である沐浴は單に不潔物除去に止まらないで血液の循環に寄與しその他浴水の有する溫度および成分により衛生上多大の効用がある水浴は溫度によつてこれを四つにわけて見ると

一、寒　浴　攝　氏　二二度以下
二、冷　浴　同　二二—二四度
三、微溫浴　同　二四—三〇度
四、溫　浴　同　三五—三六度以上

このうち寒浴冷浴は浴槽および撒水浴として行ひ得るほか、河海の游泳もまたこれに屬するのである。適當なる時間的節制のもとに行ふときは皮膚の抵抗力を增大し容易に氣候の變化に感じさせない効があり、ただ河海を游泳する時には不潔物が流入するところは避くべきである、また微溫浴は皮膚の不潔物を去るにもつとも適當し、皮膚の血液循環を增進し內臟の血液を少くし、疲勞を醫し、精神上の愉快を與へるものである殊に勞働による疲勞を醫するにはこれにまさるものはない、しかし非常に熱い水浴は心臟ならびに腎臟に害がある、西洋人は一般に體溫よりやゝ低溫の浴をするけれども日本人は低溫に堪

へない普通四五度内外の溫度の水浴を用ひてゐるがあまり熱すがるのはよくないのである

◉日本で初めての海底透視船

◆遊覽客の獵奇心を唆る

紀州田邊町の試み

眞夏に適應しい涼しさうな話…和歌山縣田邊町の富豪連數名が集まりペンギン倶樂部と稱して此のほど日本で最初のグラス、ボートを作つた、これは海産動植物の豐富を以て知られてゐる紀州田邊灣の内外白濱湯崎沿岸の海底を覗いて、色とりど〳〵の美しい魚の泳いでゐる所や、グロテスクな恰好をした岩間の動植物を海中で見るために作つたもので、船の構造は二、五トンの小さい發動機船の中央船底を幅二尺長さ十二尺を打拔いた四個のガラス箱を入れ、船を止めても徐行してゐても水深數尋の海底がまるで龍宮のお伽話を目のあたり見るやうに透視出來るやうになつて居るので同地方の遊覽客の旅情を慰める計畫を立て直にこの船の實用新案の特許を得ると共に引續き第二第三號の船を建造する筈である

◉讀者の聲

本雜事欄の中に「讀者の聲」という項を設け、主として萩町の公益增進に關し讀者諸彦より希望せらるゝ事項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することゝして居ます
匿名にても差支へありませんから振つて御投稿を御願ひ致します

◉納稅のすゝめ

本月は昨年まで國稅畑租及雜地租第一期分の徵收期でありましだが本年度より其の課稅標準を賃貸價格に依ることに改められ目下土地臺帳及名寄帳整理中の關係上本年度に限り翌年一月末に延期せられたるに依り本月は定期として徵收する稅金はありませぬ

昭和六年九月

萩町役場

◉敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を增進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆樣が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を經て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる樣致します敢て御利用を望む
尙は右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約束書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すことゝ致しておりますから右樣御承知置きを願ひます

萩町勸業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を增進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を增加し編輯上其の責任の重大なるを感ぜらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

萩月報　昭和六年九月十三日印刷納本
昭和六年九月十五日發　行

（昭和五年五月六日第三種郵便物認可）

毎月一回十五日發行　第四十二號

發行要項

一、發　行　毎月一回十五日發行
一、購讀料　一ヶ月金拾八錢（郵稅共）
　六ヶ月分　金壹圓（同上）
　一ヶ年分　金壹圓八拾錢（同上）

昭和六年九月十三日印刷
昭和六年九月十五日發行

編輯兼發行者　萩町長　林　勇輔
　山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷者　荒瀨德治
　山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地
印刷所　信淸舍印刷所
發行所　山口縣萩町役場
　（振替口座下關一七三六番）
　山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地
取次所　藤川書店